

糸島市立

伊都国歴史博物館

紀 要

第9号



青木家所蔵雅楽譜について

.....江崎靖隆 (1)

糸島地方の条里についての一考察

.....村上 敦 (11)

糸島地方出土の弥生時代ガラス集成

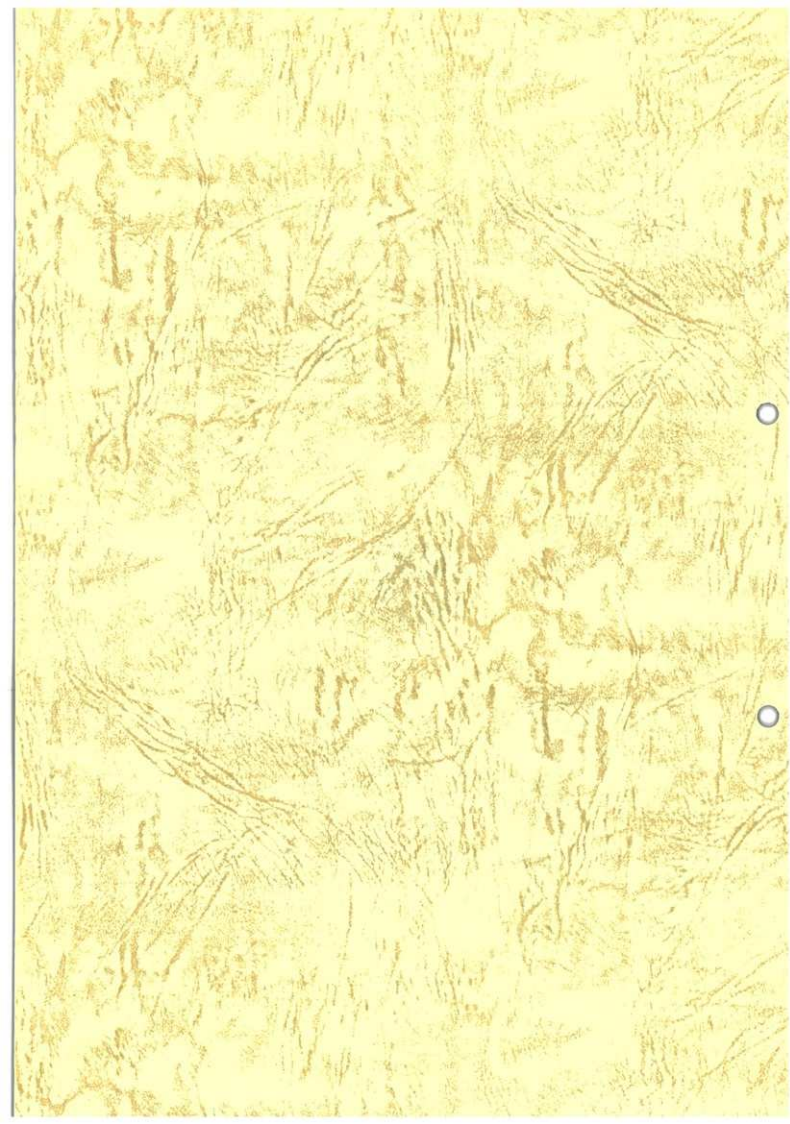
.....岡部裕俊 (23)

山犬の尾C-5号墳の測量調査.....伊藤和雅 岡部裕俊 川村 高

坂本繁俊 武田満喜 立石忠夫

谷口正和 中澤勝之 松岡治雄 (37)

2014



序

糸島地方には、旧石器時代から現代まで連続と続く人々の暮らしの足跡をたどることができる文化財が数多く残されています。

これら文化財を未来に継承するため伊都国歴史博物館では様々な資料の調査活動を展開しています。

本紀要に掲載した「青木家所蔵雅楽譜」は、平成24年7月から8月にかけて実施した夏季企画展「怡土郡七箇寺と山岳宗教」に出品された「青木家文書」の一つです。調査の結果、室町時代までさかのぼる雅楽譜の一部であることが判明し、貴重な資料であるとして昨年6月に市の文化財に指定することができました。資料は現在伊都国歴史博物館で保管しています。

また、博物館では、平成22年度から24年度にかけて収蔵資料のデジタル台帳作成作業に取り組みました。これによって博物館が管理する資料のうち、考古資料18,000点、民俗資料800点、古文書資料2,000点の目録が作成され、資料の検索等が容易になりました。本稿では弥生時代のガラス資料の集成結果を紹介しました。今後、市内文化財の調査や研究に十分にその威力を発揮してくれるものと期待しています。

本書が、糸島地方の歴史文化の学ぶ上での標として、活用いただくことを願って止みません。

最後となりましたが、本紀要の作成にあたり多々ご理解とご協力をいただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

平成26年3月31日

糸島市立伊都国歴史博物館
館長 榊原英夫



青木家所蔵雅楽譜について

江崎 靖隆（糸島市教育委員会文化課）

1. はじめに

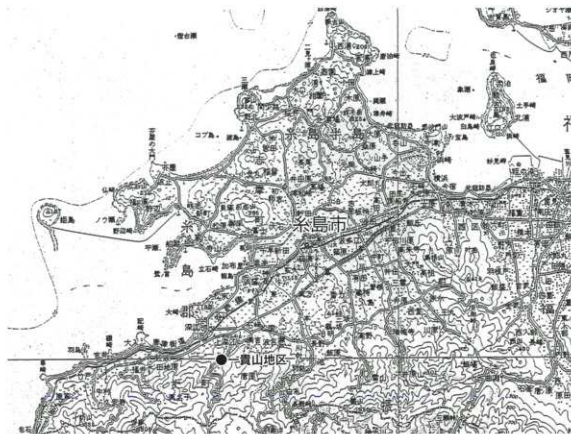
糸島市二丈一貴山地区は、脊振山系の二丈岳を霊山として、中近世における山岳寺院の痕跡をとどめ、宗教的景観を残す地域である。今年度、この一貴山地区にある青木家が所蔵する古文書について再整理を行ったところ、新たに系図の紙背に雅楽譜が記載されていることが明らかとなり、追加調査を行うこととなった。その結果、中世に属する龍笛譜であり、その希少な価値と共に糸島地域における中世雅楽の様相を知る上で、重要な資料であることが判明したため、本資料を含む青木家伝来の古文書類を、「青木家文書」として、平成25年5月31日付で糸島市指定文化財（市指

定有形文化財第3号）として指定した。

本稿では、この一連の調査成果のうち、龍笛譜について報告することで、今後の雅楽研究や本資料の活用等の一助としたい。

2. 一貴山夷巍寺について

二丈岳の山麓にかつて存在した一貴山夷巍寺は、清賢上人による奈良時代創建の伝承を持つ怡土郡七ヶ寺の一つとされている。雅楽譜を所蔵する青木家は、一貴山夷巍寺の風坊の一つであり、寂光坊と称される。これらの諸坊では、現在でも智者大師に対する報恩謝徳の勤修である天台大師講が行われている。また、夷巍寺関連遺構の一つ



第1図 糸島市二丈一貴山地区位置図 (1/200,000)

である無量院跡に安置される千手観音立像（江戸時代中期）の台座に書かれた墨書によると、近世前期、慶安年間に天台宗の寺院として再興された名島弁財天社の僧である常照坊快順が入寺しており、一貫山夷巖寺は、古くから天台寺院としての基盤があることを示している（末吉2008）。

この集落の総合調査は、平成19年8月に旧二丈町教育委員会と福岡大学人文学部歴史学科・文化学科との共同で行われており、その調査成果は、「夷巖寺八坊と天台大師講」（二丈町民俗文化財調査報告書第6集 2008）として刊行されている。その調査では、板碑や五輪塔、宝篋印塔が14世紀中頃～16世紀、仁王門の金剛力士像や天台大師像絵図が15世紀～16世紀のもので、室町時代を中心としていることから、当該期に、神仏習合しながらも天台寺院として最盛期を迎えたものと考えられる（桃崎2008）。

寂光坊が、この最盛期に存在したかどうかは不明であるが、信者の存在こそが寺院の存続基盤であり、一貫山夷巖寺周辺に多数の坊を従えていたものと思われる。

3. 青木家所蔵龍笛譜について

龍笛譜は、青木家所蔵文書の内、(高階(留守)氏カ)系図(青木家文書第3号)の紙背に描かれている。不要となった龍笛譜を系図として再び繋ぎ合せて再利用したもので、紙の継目に花押がある。このため、楽譜が最初から最後まで残っている曲と楽譜が一部しか残っていない曲が存在している。

(1) 寸法

前述したように、龍笛譜は個々の断片が別個に貼り合わされ、裏面を系図として再利用している。系図は九枚継の継紙で、現状は、一部の継目が剥がれて残存する。このうち、系図第一紙から第六紙の紙背に龍笛譜が確認できる。第七紙から第九紙とは紙の質が異なる。なお、第九紙にも紙背文書が確認でき、永正18年(1521年)浜崎に渾着したクジラに関する記事のある覚が記載されている。この覚は地頭と弁差使の相論、クジラの2/3を「上」に上納し、1/3を浜崎、福井、吉井の各村で分配したことなどが記され、中世後期において、糸島と唐津の村藩に繋がりが分かることが分かる資料ではあるが、本稿では第一紙から第六紙紙

背の楽譜に限定して取り扱うこととする。

龍笛の楽譜に記載されている部分は、現状では3片に剥離しており、これを仮に龍笛譜①～③とする。その上で、それぞれの寸法および系図との関係を示すと以下のとおりである。

龍笛譜①：紙長62.7cm、紙幅15.0cm

系図第六紙の紙背

龍笛譜②：紙長94.6cm、紙幅15.0cm

系図第五・四・三紙の紙背

龍笛譜③：紙長77.4cm、紙幅15.0cm

系図第二紙・第一紙の紙背

本龍笛譜には、一定の間隔(6行分、約13cm)ごとに強い折目があり、元は折本であったと考えられる。また、紙幅も懐中に適した幅であり、研究譜ではなく、実用的に使用された楽譜と考えられる。紙は、厚めの質の良い紙を使用しており、記された文字については、表側にあたる系図の文字とは明らかに異なる。

(2) 曲目

次に、龍笛譜①～③に記載されている曲名を以下に挙げる。

龍笛譜①

1. 賀殿急(かてんのきゅう)

双調

春鶯囀の前行に書かれた楽譜で、紙の繋ぎ目部分に残る1行。

2. 春鶯囀(しゅんのうでん) 樂譜

双調 拍子十六 一部

7行分まで残存。半帖の記載あり。

龍笛譜②

3. 蘇合香(そこう) 序

盤沙調 拍子十二 一部

14行分まで残存。序の前文に「比時必万(可)次六音也」蘇合香の唐意について述べたものか。

4. 酒胡子(しゅこし)

双調 拍子十二 一部

曲末部分のみ残存。3行分。

5. 武徳楽(ぶとくらく)

双調 拍子十 完譜

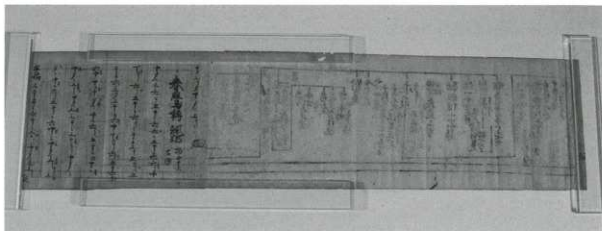


写真1 青木家所蔵龍笛譜①

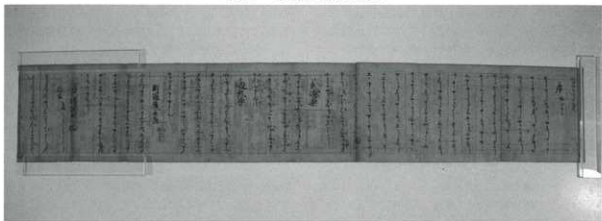


写真2 青木家所蔵龍笛譜②

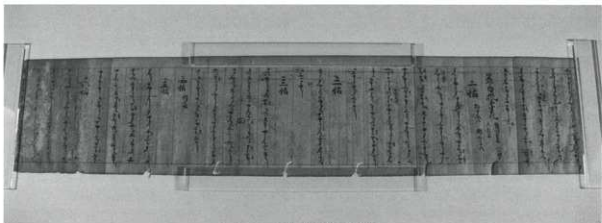


写真3 青木家所蔵龍笛譜③

6. 廻杯楽 (かいばいらく)

双調 拍子十六 完譜

7. 新羅陵王 (しんらりょうおう) 急

双調 拍子十六 完譜

8. 品玄 (ほんげん)

黄鐘調 (登場) 一部

3行分残存。3行目の譜字に切れている部分がある。

龍笛譜③

9. 喜春楽 (きしゅんらく) 鼓

黄鐘調 拍子七 一部
曲の後半部分のみ残存。5行分。

10. 赤白桃李花(せきはくとうりか)

黄鐘調 各拍子八 一部

- ・一帖(完譜)
- ・二帖(完譜)
- ・三帖(完譜)
- ・四帖(完譜)
- ・五帖(完譜)
- ・六帖(一部)

六帖は4行目まで残存。

以上、本資料に記載が確認できる曲は、全10曲分であり、音階は双調、盤渉調および黄鐘調の曲で構成されている。その内、完全に譜が残るのは、武徳楽、廻杯楽、新羅陵王急の3曲で、いずれも双調である。

このほか、この龍笛譜には、別に江戸期の写しが1点存在している(青木家文書第4号)。この写しは、系図側と紙背側ともに作成されている点特徴的であるが、記載された情報をそのまま機械的に写したもので、原本にあたる資料の字配りや行などは基本的に反映されていないなど、写しとしての再現性は低い。また、龍笛譜の面については、譜字の横に記載される朱点をまったく写していないなど、この写しを行った人物は、雅楽の知識が無いままに写したものと考えられる。

(3) 所見

以上を整理すると、青木家所蔵龍笛譜は、紙幅から実用譜と考えられ、曲目が判明したものは10曲分である。それらは、いずれも現在まで引き継がれている曲目である。

現行の雅楽譜と比べると、本龍笛譜は現行譜に記載される唱歌がなく、曲題の下に拍子が書かれている。馬淵卯三郎氏によると、江戸時代の17世紀後半以降に、唱歌併記譜となり、曲題の下に記載される拍子も消滅することが指摘されている(馬淵1997)。

したがって、中世以前と江戸期以降の楽譜は記譜方法が大きく異なることから、その判別は比較的容易で、本龍笛譜は、近世より古いものと考えやすい。

朱点については、現行譜では、譜字の右側にあ

る朱点(大)は太鼓を打つ箇所を、朱点(小)は小拍子を示し、この龍笛譜も同様であると考えられるが、「赤白桃李花」「喜春楽」「品玄」の黄鐘調3曲には、譜面において、譜字の両側にも朱印が記されており、只拍子もしくは楽拍子を示したものの、譜字間中央にある朱点はプレスないしフリーズを示すと考えられる。この只拍子と楽拍子を譜の両側に記す例としては、南都伯系の譜である『管眼集』新羅陵王破がある。

続いて、譜字の右側に記載される音価に関する記号について見ていくと、「由」については現行譜にも見られる表記で、指で次孔を一息塞いで、また元に戻す手である。一方、現行譜では用いられない「リ」「火」の表記が、本龍笛譜にはあり、これらは古譜に広く用いられるが、近世譜のように、その数が大きく減少していない。このような裝飾音の多寡は、鎌倉時代までは、楽人の個人差が大きいものと思われ、室町時代にかけて次第に記譜様式が整っていったものと考えられる。

一方、本龍笛譜の書法は、『懐中譜』(嘉保2〔1095〕)、『註大家龍笛要録譜』(正和5〔1316〕)などの京都方楽家、大神家諸笛譜の書法に近く、特に、前田育徳会尊経閣が所蔵する『註大神家龍笛要録譜』(7巻7冊)正平八(1353)年大江基写の書法に近い印象を受けるものである。

そこで、大神家諸笛譜に記載される曲の中に、本龍笛譜に記載する曲が含まれるか検討したところ、『懐中譜』には、黄鐘調「品玄」「喜春楽」「赤白桃李花」、盤渉調「蘇合香」の4曲のみ、「龍笛譜(某政笛譜)」には、黄鐘調「喜春楽」「赤白桃李花」、盤渉調「蘇合香」の3曲のみ記載されていたが、『註大神龍笛要録譜』の巻四～六には、本龍笛譜の全曲が記載されている。そして、『註大神龍笛要録譜』の裝飾音に関する記号として「運」や「動」が用いられるが、本龍笛譜には、その記号が消滅していることが分かる。

今のところ、大神家諸笛譜と譜字や記譜方式の厳密な比較を行っていないため、断定はできないものの、これまでの検討により、青木家所蔵龍笛は、鎌倉時代～室町時代に属する可能性が高いと考えられる。室町時代の遺例は極端に少なく、現段階では、鎌倉時代と室町時代の判別は困難であるが、総合的に室町時代に近いものと推測される。



写真4 賀殿急、春風馬轉廻踏 (曲目1、2)

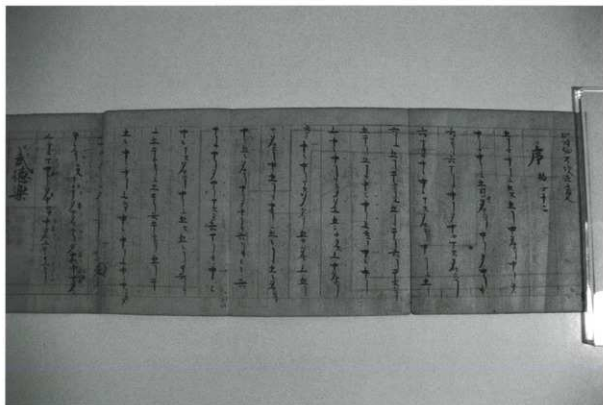


写真5 蘇合首序、酒胡子 (曲目3、4)



写真6 武徳樂、廻杯樂 (曲目5、6)



写真7 新羅陵王急、品玄 (曲目7、8)



写真8 舊春菜 (曲目9)



写真9 赤白桃李花1～2帖 (曲目10)

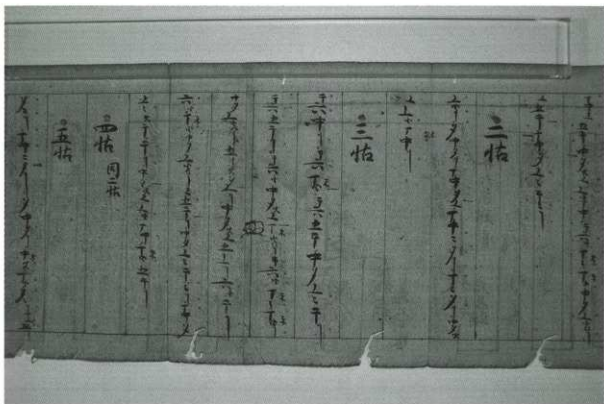


写真10 赤白桃李花2～4帖 (曲目10)

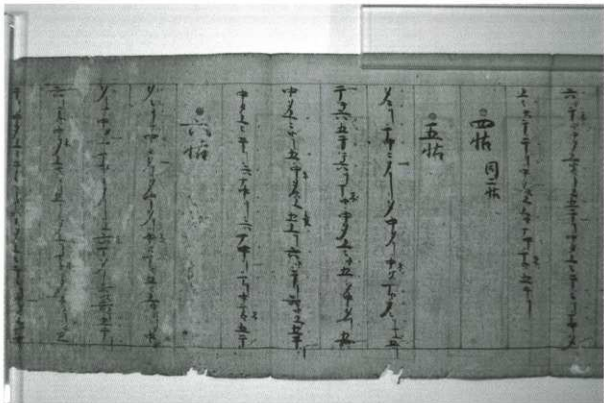


写真11 赤白桃李花4～6帖 (曲目10)

4. 北部九州における雅楽について

平安時代に体系化された雅楽は、平安時代中ごろ～中世にかけて、吉備津神社や厳島神社など地方に広がりを見せるが、宮中だけではなく、寺院の法会と密接に結び付くようになっていく。特に顕教における供養会や迎講などでは、盛大に雅楽曲が奏され、記録として残るが、密教法会においても雅楽が奏されており、鎌倉時代には、天台宗比叡山の「七仏薬事法」において、舞を伴わずに奏楽されていることから、神社だけではなく、仏教寺院においても盛んに奏されていることが分かる（廣瀬2009、鳥谷部2012）。

一方、北部九州において雅楽の実態は、不明な部分が多いものの、雅楽が奏されたことを示す文書や伝承が残る。

中世以降に書かれた『教訓抄』や『筑紫楽伝統系』には、寛平九年（897年）に、彦山の八龍寺に音楽に秀でた唐人達が来て、奏樂したが、命婦の石川色子がそれを学び、その箏曲を宇多天皇に奉ったことが記されている。石川色子の存在は、『続日本後紀』によって立証されるが、年代的に石川色子と宇多天皇を結びつけるのは難しく、残念ながら、大友宗麟による焼き討ちで中世文書は焼失しているため、その真偽については定かではない（宮崎2003）。

平安期の資料としては、『拾遺往生伝』に記載があり、延久年間（1069～1074年）、筑前安楽寺天満宮の大法師である頼暹が、來迎に関する楽曲を制作し、毎月15日に俗人5、6人を招いて往生講を修したことが記されている。このことから、大宰府において、平安後期からすでに専属の楽人がいることが分かり、この時期に、北部九州においても雅楽が多く奏されていたことは想像に難くない。ただし、この資料からは、楽曲の製作が、作詞のみを行って既存の雅楽にのせたのか、独自の雅楽曲を作曲していたのかははっきりしない。

鎌倉～室町時代においても、このような管弦雅楽は継続して行われており、『彦山流記』には、建保元年（1213年）彦山の阿弥陀堂での管弦往生講が行われていることや『多聞院日記』には永祿八年（1565年）に青海波が奏樂されたことが記されている。このように、中世の北部九州においても、中央と同じように仏教寺院などで雅楽が

奏されており、室町時代に天台宗寺院である一貴山夷巍寺において、本龍笛譜に基づく演奏が行われていてもおかしくないと考える。

さて、北部九州においては、福岡県久留米市善導寺を中心とする筑紫楽が有名であり、この寺の僧である賢順は、筑紫箏の始祖であるとされる。善導寺は、浄土宗鎮西派の大本山で、坊頭36坊を有する大規模寺院であり、筑後草野氏との関係性が深い寺である。

『正定寺由緒録』には、弘長二年（1262年）に、正定寺が僧を善導寺に派遣して、声明や管弦を習得させたことが記されており、鎌倉時代に、善導寺で雅楽が奏されたことが分かるが、南北朝および応仁の乱、戦国期の度重なる戦乱により、寺院としては幾度も焼失と復興を繰り返している。このため、現在ではその伝承は途絶えており、雅楽が断絶なく継承されたかについては疑問が呈され、江戸期に筑紫楽として奏された雅楽は、1600年代に復活したものと考えられている（宮崎2003）。

そして、これとは別に、肥前には筑紫古伝の雅楽があったとされるが、当時の筑紫楽の内容や、伝承期間などは現時点では不明であり、存在を立証するのは困難とされている（宮崎2003）。

このように、筑紫地方において、中世に演奏された雅楽の実態が不明であるため、京都の雅楽とどのように異なるのかも分からないのが現状であるといえる。これは、北部九州において、一級資料である雅楽譜そのものの発見例が少ないことや彦山や善導寺のように中世以降の戦乱によって、中世文書や雅楽譜が消失していることが影響していると考えられ、本龍笛譜のように中世の雅楽譜が残存することは希少な例と言える。

5. 糸島地域と雅楽について

龍笛譜の紙表となる系図、およびその他の青木家文書については、既に概要が紹介されているため、詳細については、別途参照していただきたいが、青木家に残る奇造状や起請文、系図等から、肥前鏡社と関係の深い草野氏と、青木氏および一貴山夷巍寺に関連があったことがうかがえ、一貴山夷巍寺と鏡社は互いに密接な関係にあったと想定されている。このことから、雅楽が鏡社からもたらされた可能性も考えられるが、現状ではそれ

を立証することは困難である。

また、寂光坊青木家が所蔵する龍笛譜は、京都方楽家である大神家諸笛譜の書法に近い印象を受ける龍笛譜であるが、一貴山夷嶽寺、鏡社と京都楽人とを直接的に結びつける物的証拠はないのが現状である。しかし、中世における雅楽の広がりやを考慮すると、一貴山夷嶽寺を含め、糸島地域の寺院において、雅楽が奏されたとしても不思議ではない。

本資料は、寺院雅楽や筑紫系を含め、中世筑紫地方における雅楽の実態やその伝習における書伝性を裏付ける資料として重要であり、今後も雅楽資料の調査が必要である。

6. おわりに

イギリスのローレンス・ピッケン氏は、現行の雅楽の中に大陸的、歌謡的な旋律が含まれていることに気づき、現行譜での拍のとり方を変えたことで、全く趣の異なる雅楽を復元した。仮に本龍笛譜で奏でる雅楽が、私たちが想像している雅楽とは大きく異なるものであるならば、大変興味深いところである。今回発見された龍笛譜が、こうした研究や筑紫地方における雅楽の実態を解明する一助となれば幸いである。

なお、今回の調査を通じて、福岡県内において、他にも雅楽譜があることが分かった。現在その調査を進めているところである（第1表）。

【参考文献】

- 末吉武史 2008 『第七忌伴宝一金剛力士（仁工）像』『夷嶽寺八坊と天台大師講』二丈町民俗文化財調査報告書第6集 遠藤藤 1996 『大和流龍笛譜考』日本音楽史研究第1号 上野子園 日本音楽家 島谷部彦彦 2012 『天台密教の安鎮法における奏舞奏樂』『日本宗教文化史研究』第16巻1号 廣瀬千見 2009 『真言密教と芸能』『真言密教を探る』大正大学出版社 馬淵明二郎 1998 『17世紀音楽様式論序説（1）所謂「雅楽」の場合（ii）』『芸術』(21),101-109 大阪芸術大学 桃崎祐輔 2008 『第六章 福岡県糸島郡二丈町一貴山夷嶽寺無量院の中近世石遺物——一貴山夷嶽寺無量院の概要』『夷嶽寺八坊と天台大師講』二丈町民俗文化財調査報告書第6集 宮崎まゆみ 2003 『筑紫系音楽史の研究』同成社

保管	文庫名	史料	巻名	題	拍子	楽種	年代			
糸島郡	龍笛譜	1	白旗神楽	尺譜	拍子十九	龍笛	寛政時代			
		2	白旗神楽	尺譜	拍子十九	龍笛				
		3	龍笛神楽	尺譜	拍子十二	龍笛				
		4	龍笛神楽	尺譜	拍子十二	龍笛				
		5	大楽神楽	尺譜	拍子十一	龍笛				
		6	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛				
		7	新撰神楽	尺譜	拍子十八	龍笛				
		8	新撰神楽	尺譜	拍子十八	龍笛				
		9	松竹楽	尺譜	拍子七	龍笛				
		10	松竹楽	尺譜	拍子七	龍笛				
福岡県	寺社文書	1	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴	江戸時代後期～現代			
		2	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		3	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		4	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		5	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		6	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		7	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		8	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		9	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		10	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		11	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		12	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		13	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
糸島郡	龍笛譜	1	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴	江戸時代後期～現代			
		2	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		3	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		4	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		5	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		6	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		7	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		8	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		9	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		10	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		11	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		12	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		13	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		14	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		15	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		16	龍笛神楽	尺譜	拍子十九	龍笛、琴				
		福岡県	寺社文書	1	三皇楽	平調		拍子八	龍笛、琴	江戸時代後期～現代
				2	三皇楽	平調		拍子八	龍笛、琴	
3	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
4	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
5	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
6	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
7	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
8	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
9	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
10	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
11	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
12	三皇楽			平調	拍子八	龍笛、琴				
福岡県	龍笛譜			1	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴	江戸時代後期～現代	
		2	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		3	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				
		4	三皇楽	平調	拍子八	龍笛、琴				

第1表 福岡県内雅楽譜一覧表（平成26年3月時点）

糸島地方の糸里についての一考察

村上 敦（伊都国歴史博物館）

1. はじめに

糸島地方とは、怡土郡と志摩郡の合併により明治29年に成立し、平成22年に前原市、二丈町及び志摩町の1市2町の合併によって消滅した糸島郡の範囲を示す。現在の糸島市全域及び福岡市西区の西半部と早良区の一部である。隣接した両郡は周辺地域とは海と山に隔てられて地形的にも一体的であるため、古くから「いとしま」と総称されてきた。

弥生時代以来、沖積平野の多くは水田として利用され、現在でも糸里制の名残を想起させる葎壁の目状に規則正しく整備された広大な水田地帯を各所で目にすることができる。平安時代後期には法金剛院領の1400町もの大荘園である怡土荘が成立しており、関東御領となった後は、怡土方、志摩方に分けられて管理されていた。

糸島地方における糸里制の起源は明確にすることはできないが、糸里呼称の記載は平安時代後期から鎌倉時代後期にかけての約200年間に記された文書に残されている。

初見は康和5（1103）年3月10日付けの「筑前国藤井今武田地売券」（資料1）であり、藤井今武が中原盛平に怡土郡大野郷参図拾玖里拾陸坪（3図19里16坪）、拾捌里拾捌坪（18里18坪）、拾玖坪（19坪）、拾玖里拾玖坪（19里19坪）、式拾坪（20坪）の土地を売り渡した証書である。糸里の条を図とする表記が怡土郡においても適用されていることが分かる。また、その2年後の同日である長治2（1105）年3月10日付けの「府老藤原延末田地売券」（資料2）にも糸里呼称が記載されている。売渡人は藤原延末、買受人は宇陰陽先生なる人物であり、売渡地は怡土郡大野郷内の参図式拾里陸坪（3図20里6坪）、柒坪（7坪）、肆図拾捌里式拾陸坪（4図18里26坪）である。3図20里6坪及び7坪は「字曾瀬田」、4図18里26坪には「字瀬」という地名が併記されており、糸里の位置を復元するうえでも貴重な資料である。

寿永元（1182）年の「大蔵某寄進状」（資料3）

には、原田御庄内飽田郷伍図拾壹里参坪という記載がある。この文書については写し又は案文である可能性が高いが、倭名類聚抄に記される怡土郡内の七郷のうち飽田郷の所在地を示す貴重な資料でもある。服部英雄氏は、「糸里（図里）が現実には機能しており、その知識が正しく継承されていた段階の坪付額を利用できたことはまちがいない」と、その資料的価値を評価している。

以上の3例は怡土郡内の資料であるが、次の正元元（1259）年の「怡土庄是光自名里坪付」（資料4）は志摩郡の資料であり、怡土御庄内志摩郷末武名内十三條十九里五坪丁 七坪丁という記載がある。当該地を阿弥陀院の免田とするという内容の文書であるが、志摩郷末武名の位置については幾つかの異なった見解があり、このことについては後に述べる。糸里呼称には、怡土郡と異なり図ではなく條が用いられている。

弘安9（1286）年の「沙弥正妙大間状」（資料5）は相続に係る文書であり、5図23里、5図24里、6図23里、6図24里などの糸里呼称が記載される。

正応3（1290）年の「蒙古合戦勲功賞庄配分状」（資料6）は弘安四（1281）年の元寇に係る恩賞として、豊前次郎藏人基直に与えられた田畑屋敷の明細である。高祖郷末永名内の2図25里、3図23里、3図24里内の田地10町、同じく末永名内の屋敷3ヶ所、志摩方松成名内の畠地1町5段が与えられている。怡土郡内の田地については糸里呼称が用いられているのに対し、志摩郡内の畑地については糸里呼称を用いることなく地名で表記されている。

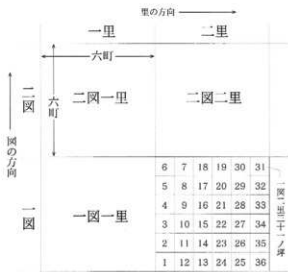
正安4（1302）年の「源續大間状」（資料7）には、高祖郷の4図24里、5図23里、5図24里、6図23里、6図24里内の多くの地名が糸里呼称と併記して記されており、現在も小字などとして残る地名が含まれていることから、糸里復元に有益な資料となった。これら以外にも「怡土庄坪付注文断簡」があり、年月は不明であるが、地頭給という名称が見えることから承久の乱以後のものだと考えら

れている。

2. 糸島地方の条里研究史 是松茂男氏の研究

糸島地方の条里制の研究は昭和25(1950)年に発表された、当時福岡県立糸島高等学校教諭であった是松茂男氏の研究「怡土郡瑞梅寺の條里遺蹟」に始まる。是松氏は、大字末永、井田、波多江、板持付近に残る小字を中心とした数詞を伴う地名から、糸島地方の条里の坪名が、南西隅を起点としてから1坪から北に向かって数え始め、6坪で東へ折れて南へ折り返し、12坪で再び東へ折れて北に折り返し、最終的には南東隅で36坪となる千鳥式(連鎖式)であることを発見した。例えば、大字末永の中央部西寄りには「三十六」という小字名があり、その北西方向には字「六の坪」、その南側には字「四の坪」という地名がある。図上に6町四方の1町方眼を重ねると、北西隅に字「六の坪」、南東隅に字「三十六」が位置することが分かる。また、大字「井田」、大字「波多江」との境界付近においては、字「二ノ坪」、字「三ノ坪」、字「十五」、字「十八」があり、同様に方眼を重ねると、正しくその位置に取まることが分かる。

さらに是松氏は、条里と地名が併記された古文書の記載から、条を南から北へ数え、里を西から東へ数えるという基本法則を見出している。資料2によれば、3図18里、3図19里、3図20里、4図18里は大野郷内に位置し、字「曾根田」は3図20里7坪、字「藁」は4図18里26坪に位置する。大字「香力」には字「夏目」が現存するので、仮にここを4図18里とする。また資料7によれば、4図24里、5図23里、5図24里、6図24里は高祖郷に位置するが、字「夏目」の東約4kmには怡土郡一宮とも言われる高祖神社のある大字「高祖」があるので、4図24里、5図23里、5図24里、6図24里は大字「高祖」周辺に位置することが分かり、条を南から北へ数え、里を西から東へ数えるということが推定できるのである。さらに資料7にみえる5図24里の「コフカタ」が現在の大字「大門」の字「小深田」であることなどを想定することにより条里区画を復元し、倭名類聚抄に記される怡土郡内の7つの郷のうちの大野郷が、現在の三坂周辺であったことも推定できるとしてい



第1図 怡土郡・志摩郡の条里呼称の配列

る。さらに是松氏はこれらに基づいて資料4に記載される志摩郡末武名の13條19里を現在の糸島市大字泊付近に比定しており、条里の西端である1里の位置を概ね当時の福吉村西端に当たるとしている。

日野尚志氏の研究

是松氏の研究から20年以上を経た昭和47(1972)年、歴史地理学者の日野尚志氏は、「筑前国怡土・志摩郡における古代の歴史地理学的研究」を発表した。日野氏は是松氏の条里復元を基にして、糸島地方のほぼ全域にわたる範囲の条里復元案を提示した。また、怡土郡のほぼ全域の水田地帯において条里地割が検出されるとし、福吉条里区、元福井条里区、大入条里区、深江条里区、一貴山・加布里・長系条里区、怡土・雷山条里区、青木・今宿条里区なるものを想定している。これらは現状の水田区画を重視したものであり、それぞれが異なる座標軸により設定されている。また、条里の西側の起点である1里及び2里を福吉条里区におき、3里を元福井条里区、4里を大入条里区、5里～7里を深江条里区、8里～15里を一貴山・加布里・長系条里区、16里・17里を大字多久周辺、18里～26里を怡土・雷山条里区、青木・今宿条里区にあてるが、それぞれが連続していないものが大半であり、例えば4里と5里の間には2km以上の隔りがある。志摩郡については、松原・新町条里区、小金丸・福留条里区、馬

場・松隈条里区、野北・桜井条里区、西ノ浦条里区を設定している。小金丸・稲留条里区においては、字「三十六」のほか、俗称「二ノ坪」「十五」の存在を確認し、志麻郡の坪並が怡土郡と同様に西南隅を一ノ坪、東南隅を三十六ノ坪とする連続式であるとしている。

正木喜三郎氏の研究

荘園研究の第一人者である文献史学者の正木氏は精力的に怡土荘の研究を行い、昭和51（1976）年「筑前国怡土郡大野郷田地売券の一考察」においては松氏の研究成果を積極的に援用して論を進めている。その後も高祖郷周辺において積極的に現地調査を行い、小地名の検出などから恒吉名復元図として、より具体的な条里復元図を提示している。この復元図では、松氏の指摘した字「小深田」などのほか、正木氏が検出した赤崎川と川原川の合流地点である通称地名「オチアイ」が資料7にみえる5図23里22坪の「ヲチアイ」と一致することなどを基本に設定されており、精度の高いものとなっている。

服部英雄氏の研究

服部氏は、正木氏の示した復元図にさらに4か所の一致点（4図24里28坪の飯ツカ、5図23里35坪のタ中、6図23里31坪のシモノクホタ、6図24里6坪のロクノツホ）を見出し、「図界里線の比定は、ほぼ決定的となったといえる」とした。さらにその成果をもとに、耕地の実態を考察している。

3. 先学の研究成果の検証と条里の復元

先学の研究の検証は、国土地理院の1/25,000の地形図（数値地図）をJW-CADに貼り付けてPCの画面上で行った。これは紙の歪みから生じる誤差を避けるためである。地形図上には永水、日野氏、正木氏、服部氏が条里復元に用いた小字、通称地名の遺称地のほか、条里に関連すると推定される数詞を含んだ地名を表示し、これに1里の長さである109mメッシュを重ね、最大公約数的に地名と条里呼称又は条里坪名が一致する場所を模索し、メッシュの位置を固定した。固定した後の微調整等はあえて一切行っていない。第7図がその復元図であり、復元範囲を南限の一図、西限

の一里まで拡大し、北と東は糸島地方のほぼ全域を含んでいる。また、南北軸は座標北から西に約22°、現在の磁北からは西に14°20'振れる。

第2図は瑞梅寺川及び雷山川流域の拡大図である。大字「永末」付近では、是永氏の作成した図とは若干のずれがあるものの、南東隅に字「三十六」、北西隅に字「六の坪」、4坪の位置に字「四の坪」が重なっていることが確認された。3図24里に該当する。

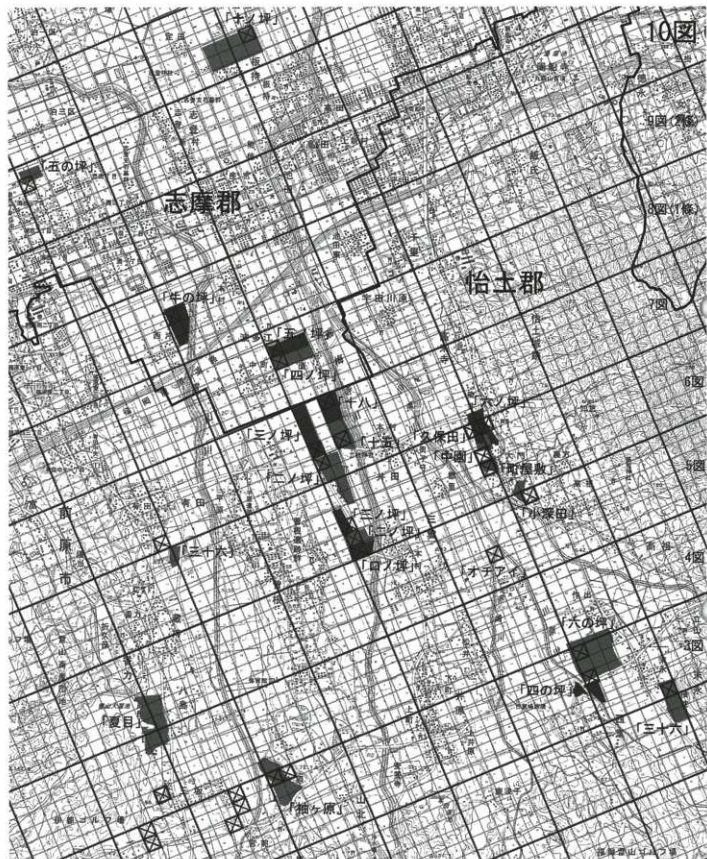
大字「大門」付近においては、是松氏、正木氏の指摘のとおり、資料7にみえる「コフカタ」の条里呼称である5図24里7坪の位置に字「小深田」が位置する。同様に正木氏の指摘のとおり「中圃」と字「中圃」が、服部氏の指摘のとおり6図23里31坪の「シモノクホタ」と字「久保田」（現在は消失）、字「六ノ坪」が6図24里6坪に一致する。その他にも6図23里34坪の「居屋敷」と字「町屋敷」が一致している。

大字「三雲」と大字「井田」の境界線付近においては、是松氏の指摘のとおり、復元図上の6図22里の1坪と字「口ノ坪」、2坪と字「二ノ坪」、3坪が字「三ノ坪」と一致する。

大字「井田」と大字「波多江」の境界線周辺においては、大字「井田」の復元図上の7図24里2坪の位置に字「二ノ坪」、3坪の位置に字「三ノ坪」、15坪の位置に字「十五」、17坪の位置に字「十七」が位置する。是松氏の指摘する通称地名「十六」については現地で位置を確認することができなかった。また、大字「井田」の北に接する大字「波多江」の南端部でも、4坪の位置に字「四ノ坪」、5坪の位置に字「五ノ坪」が位置する。

大字「板持」の北端部付近は、是松氏の指摘のように耕地整理により幾分区画が変更されている可能性は高いが、10坪の位置に字「十ノ坪」が位置する。また先学の指摘以外にも、大字「浦志」の5坪の位置と字「五の坪」、大字波多江の4坪の位置と字「牛（うし）の坪」が一致する。

大字「三坂」周辺は、条里を復元するうえで重要な示唆を与えた地域である。復元図においては、資料2にみえる3図20里6坪及び7坪の「曾根田」は、現在の曾根丘陵の基部にあたる字「袖ヶ原」に位置しており、「ソネ」から「ソデ」へと転化したものとも考えられる。また、4図18里26坪の「蕨」は、現在の夏日集落のある字「夏日」の



第2図 瑞梅寺川及び雷山川流域の条里復元図 (S=1/30,000)

300mほど南の三坂集落に位置する。現在の三坂神社付近であり9段の田は確保できないが、僅かに東へずれば十分に可能であり、この程度の誤差は当然あったものであろう。なお、資料1と2に登場する各所については、いずれも水田に適した場所に位置している。

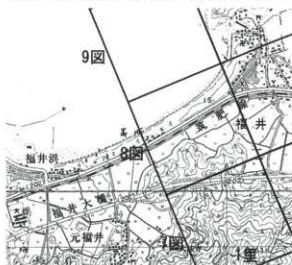
また、大字「蔵持」と大字「有田」の境界付近においては復元図上の7図19里36坪と字「三十六」との位置が極めて近接している。

第3図は、資料3にみえる飽田郷5図11里3坪の復元地周辺である。塔原寺の免田の所在地を示した条里呼称であるが、塔原寺の伝承地である唐原集落への登山口付近に位置しており、塔原寺が管理する田としては利便性の高い場所でもある。唐原集落は平家の落人伝説の伝承地でもあり、大宰権少式であった原田（大蔵）種直を頼って都落ちした平重盛の内室と二人の愛娘の悲運が伝えられており、寄進者の大宰少式兼地頭大蔵とは、原田種直のことであるとも言われる。塔原寺は怡土郡七ヶ寺の開祖と伝えられる清賢上人が開いたとされる寺院であるが、応永5（1398）年には少式貞頼からも免田三町の寄進を受けており（藤瀬文書）、高祖城の城主であった原田氏からも田島八町の寄進を受けていたと伝えられる（川上文書）など、時々々の領主の崇敬を受けていた様子が窺える。

これらの一致により、大字「末永」「高祖」「大門」「三雲」「井田」などの旧怡土村の範囲においては、概ね服部氏の評価のとおりであると言えるだろう。なお数詞だけの地名や、数詞に「坪」を伴う地名は比較的一致を見る傾向が強いものの、数詞を伴う地名であっても「六田」「七田」「八ノ底」など「坪」を伴わない地名は一致しないという傾向が窺える。また条里呼称と地名が一致する範囲は大字「末永」「三雲」「井田」「高祖」「大門」「波多江」「板持」の範囲に集中するので、少なくともこの範囲においては条里呼称どおりの地割が実際に行われていたものだろう。これに対して大字井原周辺の現在の地割は、大字「末永」「高祖」「三雲」などの周辺の地割と一体的な感を受けるものこれは近年の耕地整理によるものであり、条里呼称と地名も一致することがない。それはこの地域が低位段丘上に位置しているため、条里呼称どおりの地割が水田耕作を行う上では地形的に困難



第3図 飽田郷5図11里周辺の条里復元図 (S=1/25,000)



第4図 里の起点周辺の条里復元図 (S=1/25,000)



第5図 条の起点周辺の条里復元図 (S=1/25,000)

で不合理であったからだと考えられる。

また、日野氏は怡土郡に7つ、志摩郡に5つの条里区なるものを設定しているが、これらが本当に条里区の痕跡であるのかについては慎重に検討する余地がある。少なくとも条里呼称が地名として残されていない区域については、後世の耕地整理によるものである可能性があり、或いは始めから条里呼称が付与されていなかったか、条里呼称と実際の地割が一致していなかったために地名として定着しなかったなどの理由も考えられる。

また里の起点である条里の西端は、是松氏は福吉村の西端、日野氏は大字「吉井」地区の西端付近と想定するが、今回の復元図では大字「福井」内の大入地区と福井地区の境界線付近（第4図）となった。ここは奇しくも江戸時代に中津藩と唐津藩の藩境となっていた地点でもある。ここより西側には、明治初期の記録では135町余りの出畑があり、この地域を何故に条里呼称で示すことを放棄したのかについては、非常に興味深く、今後の検討課題である。

4. 末武名の位置

大字「井田」と大字「波多江」の境界は怡土郡と志摩郡の郡境でもあるが、この郡境の両側に条里呼称と地名の一致が認められる。そして条里の坪並は郡境を跨ぐことなく、怡土郡の坪並はこのラインで終息し、志摩郡の坪並はこのラインから開始している。この状況を積極的に評価するならば、このラインから逆算して怡土郡の1里の位置を定めたうえで条里番号が付されたとも考えられる。この条里の南限のラインは現在でも糸島地方における水田の南限地付近であり、ここを岡（糸）の起点とすることは合理的でもある（第5図）。それでは志摩郡の条里呼称もこのラインを起点としているのであろうか？このことを検証するために、志摩郡内で唯一、条里呼称が記録されている資料4にみえる「末武名」の場所について検討してみたい。

先述したように、末武名の位置については既に是松氏と日野氏が検証を行っている。是松氏は、資料4にみえる志摩郷末武名13條19里の位置を、怡土郡の条里と全く同一のものとして数え進め、大字「泊」及び大字「油比」付近に比定している。日野氏は、「志摩郡の条里地割から数え進めるこ

とは困難である」とし、さらに「志摩郡家が設けられた川辺郷域の条里が怡土郡の条里の北端に一番近いことから、怡土郡の条里の呼称を延長して数え進み、他の志摩郡の条里地割にも及んだ特殊な呼称とすべきではなかろうか」として、是水氏の比定地にも近い初川流域の条里を13岡19里と考えている。これについては、日野氏自身も納得のうでの結論ではない様子が文中からも窺えるが、「川辺郷域の条里が怡土郡の条里の北端に近い」という表現からも、怡土郡と志摩郡の境界が糸島水道とも呼ばれる糸島低地帯の北側にあったとする日野氏の認識が分かる。確かに、延喜式には糸島低地帯の中央部に位置する志登社が怡土郡に属する記述があり、この場所が怡土郡であった場合、両郡の境界線は日野氏の想定にかなり近似した地点になることが予想される。しかし刀伊の入寇を記録した小石記には、志登の東に隣接し糸島低地帯の南岸に位置する板持庄が志摩郡として記されており、この頃には既に近世の郡境はほぼ確立していたのではないかと考えられる。資料4は正元元（1259）年の文書であるので、そのころの郡境は、日野氏の想定よりも2,500m以上も南側に位置していたと考えられる。そこで少なくとも近世以降には確立していた怡土郡と志摩郡の境界でもある大字「井田」と大字「波多江」の境界を起点に13条を数えたと、大字「板井」の字「末竹」付近にたどり着くことができる。字「末竹」は、板井川流域の沖積地に張り出した低丘陵上に位置しており、この丘陵の3方には優良な水田地帯が広がっている。この字「末竹」については正木氏も認識しており、楠瀬慶太氏も字「末竹」を認知したうえで、推測の域をでない前置きしながら「大字板井には口ノ坪地名もあり、志摩郡最大の条里地割も残っており、この末武名は板井の内の可能性がある」とする。志摩郡最大の条里地割という表現については違和感を抱かざるを得ないが、いずれにしても志摩郡の中では大規模な条里地割であり、怡土郡の条里方向と近似した方向性をもって地割が行われている。そこで怡土郡の条里復元図上の19里を当て嵌めると、13条19里5坪丁及び7坪丁は、板井川南岸の水田域内の字「下沖田」に位置することが分かる。この一帯を末武名であると仮定するならば、後名類聚抄に記される志摩郡の郷名のうちの志摩郷は大字「板



第6図 志摩郡末武名13條19里付近の条里復元図 (S=1/25,000)

井」一体を含んでいたということになる。また志摩郡の条里呼称は、里を怡土郡と一体のものとし、条を怡土郡大字「井田」と志摩郡大字「波多江」の境界線から数え始めるというやや変則的な法則により成立していた可能性もある。この大字「井田」と大字「波多江」の境界線は、志摩郡の最南端付近に位置し、ここから条里を数え始めることは、志摩郡の全域を条里呼称で表現するうえで合理的である。また、そこから東に高祖山を隔てた福岡市西区の今宿青木と今宿上の原は、狭小な谷間に位置する村落でありながら今宿青木は志摩郡に、今宿上の原は怡土郡に属していたが、この郡境は、大字「井田」と大字「波多江」の境界線の延長線上に位置しており、志摩郡の水田域は遅く条里呼称で表現することができる。

5. おわりに

以上のように、先学の研究成果に基づき条里復元図を作成し検証を行った。その結果、先学の実績を踏襲したうえで、さらに幾つかの条里呼称と地名の一致する個所を確認することができた。但し、その範囲は川原川と瑞海寺川及び雷山川流域の沖積平野に限られており、実際の地割と条里呼称が一致していた地域もこの範囲に限定されていたのではないかと思われる。また、ここから遠く離れた怡土郡飽田郷や志摩郡志摩郡末武名においても条里呼称が用いられているが、そこでは地名として定着することはなかった。条里呼称と實際

の地割が乖離していた地域においては、それは一部の識者にとっての表現でしかなく、地名の伝承者である民衆にとっては耳にすることすらなかったものなのかも知れない。文書に記された背景には、条里呼称の使用により文書の格式を高めようとする意識があったのではないだろうか。

また志摩郡については、これまで判明していなかった条里規則についての仮説を提示することができたが、これについての立証は今後の課題としたい。

参考文献

- 足松 茂男 1950「怡土郡瑞海寺川の條里遺蹟」『糸高論集』2
- 日野 尚志 1972「筑前国怡土・志摩郡における古代の歴史地理学的研究」『佐賀大学教育学部研究論文集』20
- 正木喜三郎 1976「筑前国怡土郡大野郡田地完券の一考察」『東海大学文学部紀要』25
- 正木喜三郎 1980「筑前国怡土庄について―鎌倉期における―」『九州中世研究』2
- 服部 英雄 1998「原田庄と藤瀬文書」『筑前国怡土庄故地現地調査速報』地域資料叢書4
- 服部 英雄 1998「怡土庄故地を歩く―高祖・大門周辺の小地頭中村氏の屋敷・耕地を中心に」『九州史学』120
- 楠瀬 慶太 2009「中世怡土庄の開拓と村落景観」『怡土・志摩の村を歩く―筑前国怡土庄故地現地調査速報Ⅱ―』地域資料叢書10

(資料1)

領別國藤井今武田地亮券

「在沽券并在地郡司圖御近等署判之旨可令領知之

少武 (花押)
志威 (花押)
府老藤原 (花押)

「謹辭

沽券所領田伍坪事

在怡士郡大野鄉參圖拾玖里陸坪壹町
拾捌里拾捌坪五反、拾玖坪參反、拾玖里拾玖陸坪
段、武拾坪肆段陸拾步、

「直領也」

右件田依右票項限本年中原盛平所沽渡進如件、
但於本公驗者依爲進券不能開進、仍爲後代證驗、
新券以解、

康和五年三月十日 藤井今武

府老藤原 (花押)

「件田今武年來所領田地者、依要用所令沽渡明白
也、仍屬近加管之、

大分別當文屋 (花押)
神崎庄別當小野 (花押)
天瀧宮權大宮司小野朝臣 (花押)

「判

郡司高橋

圖御

權大藤原部 (花押)

「件田坪々、本領主臣末沽券并郡司圖御證判與判、
新圖師判官代官部 (花押)

郡司兼府老藤原

(資料2)

府老藤原延未田地亮券

府老藤原延未謹辭

法證驗所領田券文事

合壹町柒段

在怡士郡大野鄉內

參圖式拾里陸坪肆段 柒坪肆段字圖里

肆圖拾捌里式拾陸坪玖段字圖

右件沽田先相相繼之私領田也、前欲有重要用、限
本年見直領式沽定代字陰曆先至所沽渡進如件、但

於本公驗者、依爲進券、不能開進者、立新券、所渡進
買也、重不可有後代之私事、之狀、證驗、以解、

長治貳年參月拾日 府老藤原 (花押)

「件田、今武先至所領之田也者、在地附近所
相見明白也、仍加管之、

大分別當文屋
神崎庄別當小野 (花押)
天瀧宮權大宮司小野朝臣 (花押)

「判

郡司高橋 (花押)

圖師兼判官早部 (花押)

(資料3)

大藏某寄進狀

奉寄

塔原寺觀音堂免田壹町事

御

在原田庄內龜田郷伍伍拾壹里參坪

右、以當御庄田內、令奉寄當處者、於塔原寺、深
山之上、爲觀音靈驗、利益攝攝、然當世已及
渡季、豈得依之人自然中絶之間、爲買處之地、住價不
安、有之田有其圖、因茲以件免田額主、後正、至彼序
料、且招店價、令動行改退、弘事、且爲奉寄、本家
奉寄御庄內免田之由、限永年奉寄如件、

壽永元年十二月日

大宰少武兼地頭大藏 (花押)

(資料)

件正文者 依御要事 所被召置御中候也、
仍封裏圖案文也

文保 年 六月廿七日

(資料4)

筑前怡士莊是光自名里坪付

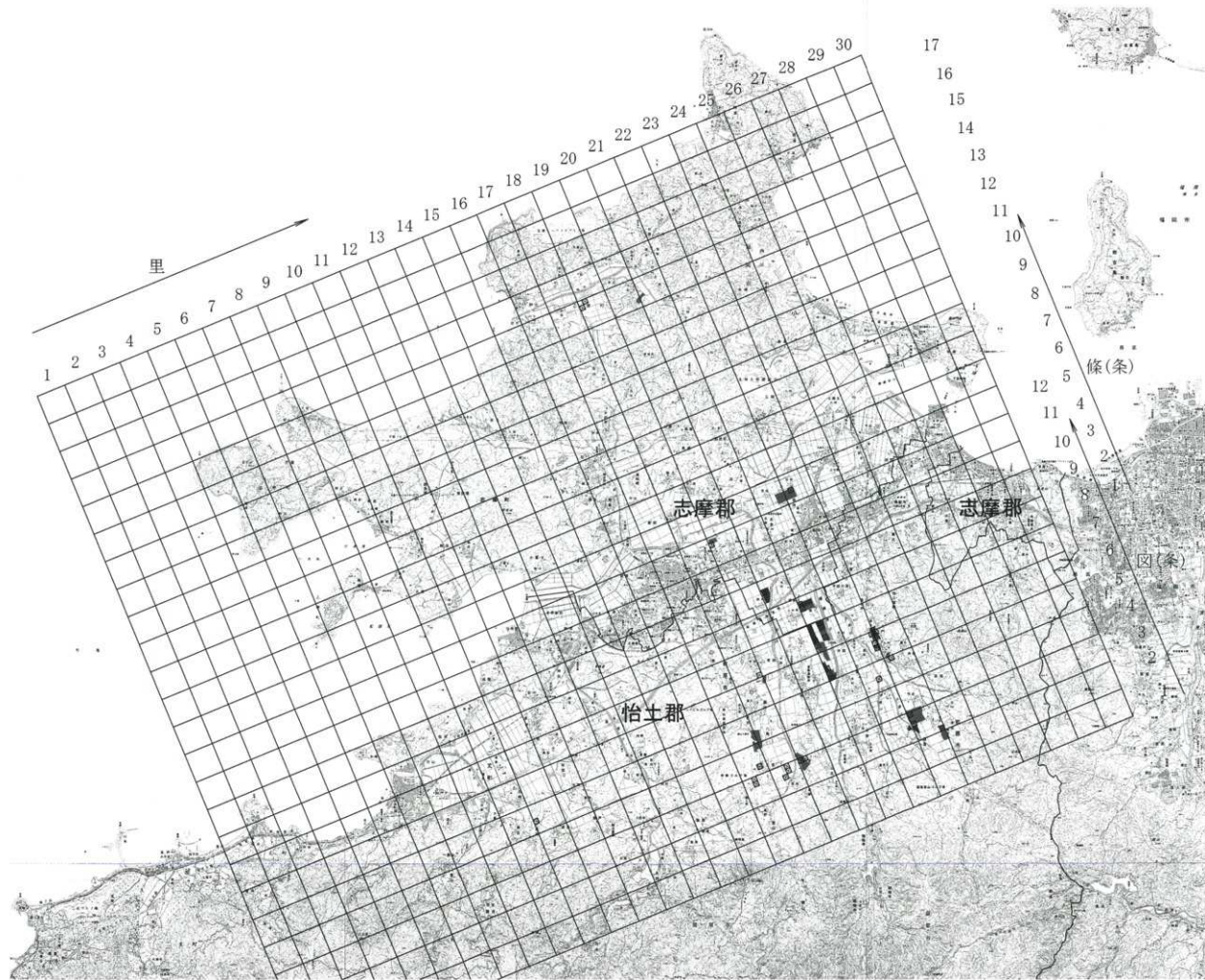
別當法眼 (花押脫力)

注進 是光自名里坪事

怡士御庄內志磨鄉末武名內

十二條十九里

五坪丁



第7圖 桑里復元図 (S=1/80,000)



一 所二段 小浦園
 一 所三文 板谷園
 一 所二段文 平富園
 一 所一段三文 同浦園
 一 所二段文 フチタ
 一 所三文 馬立
 一 所三文 ヤリカサコ
 一 所三文 ヤミノサコ
 一 所三文 小島
 一 所二段文 ナミノ浦
 一 所四段 同浦

右、就孔子配分、如此、守先例、可致沙汰之状如件。

正應三年七月十三日

沙細 (花押)
多式部カ
天及藤原カ
 沙細カ

(資料了)

源賴朝領大間狀

英前國怡土領庄怡土方中村所領大間事

怡土郡

處分

一 嫡子能鬼丸分

壹所 居屋敷 六圓廿三丁 卅四丁也

壹所 中園 同園り、世評也、

壹所 百姓園 同園り、世評也、

壹所 礼出園 五坪内也、

壹所 客園 不動堂園也

田地方

高祖郷

四圓廿四丁

ミハヤ三十七反大

キヤキ十八丁七反小

取ツカ廿八坪三段

五圓廿三丁

ヲチアキ廿一丁六反半

カクワラ 十五坪丁
 ナタ 廿二坪四反大
 シロラ 卅二坪四反
 カノモト 廿九坪三反

タラチ卅一丁区内段五反 卅二丁
 ナ中卅五丁内 イキ七反 世反

五圓廿四丁

マツカ七十三反大
 カミカチ八十五反
 ナホ十三丁
 六圓廿三丁

カハスロ 廿六丁四反

クモノ 卅一坪四反半 卅二丁二反半 百餘圓
 卅三丁二反六丁十出園 卅四丁三反大 居屋敷

六圓廿四丁

三十三反 六ノクモ 卅六反大内 二反九分、
三ノ小本名

八十一反小内屋敷柒分

一 四坪九段大内見年六反内 東及北ノ門ハ二邊有、
西二反餘二邊有

右、處分之状如此、然者、彼所領者、相聞本堂文等、所議与能鬼丸、面々配分之報分仁、不、懸煩、有限可赤御米、加飯米并丹雜公事等者、可為本名等者、可為本名沙汰、仍為向後、大間帳如件、
 正安四年二月 日 源賴 (花押)

(出典)

- 資料 1 平安遺文 古文書編 第四卷 一五二
- 資料 2 平安遺文 古文書編 第四卷 一六三
- 資料 3 平安遺文 古文書編 第十一卷 一三三
- 資料 4 平安遺文 古文書編 第十一卷 一三八
- 資料 5 鎌倉遺文 古文書編 第二十一卷 一五九〇
- 資料 6 鎌倉遺文 古文書編 第二十三卷 一七三九
- 資料 7 鎌倉遺文 古文書編 第二十七卷 二〇九四

七坪丁
右、件名内丁、任坪付、可為阿弥院院免田之由、
為被仰下、往進言上如件、

正元元年六月 日

〔資料5〕

正妙所領大開狀

六圓廿三里

廿一坪二反九十步

六圓廿四里

三坪三反 六坪一反 八坪一反 小内原急島園

一 一男一丸分

壹所屋敷字命田園

田地分

五圓廿四里

九ノ五反

六圓廿四里

六坪二反東依

一 女子手与盛文

壹所屋敷字命田園

田地分

五圓廿三里

卅一坪六反北依

右、處分之状如此、然者、彼所領者、相副本證文、
所領与于續也、而「配分證、御公事等、令解息、
不可成本名之項、又無別儀、自本名、不可致違乱
于分目、此外者、号正妙之子女、為繼不可有致違
乱重、於豐前又五郎者、令不孝畢、其故者、自幼
少之時、背正妙之存知、令居佳豐前國、不相副于
正妙之上者、親子之儀、思給繼嗣之儀、去弘安六
年比、被殺寄源四郎勝於黑王丸、中十郎正光之条、
令露顯之間、此旨經上訴之刻、為正妙老養身之間、
以續令致此沙汰折節、被又五郎出来之間、令致此
沙汰之程、可相副于正妙之由、雖念申、敢以不發用、
背正妙之詞、又以立嗣于本國之上者、繼自今以後、
全依不可有親子之儀、令裁絶畢、將又勝子息切子
丸、此又以不孝畢、繼為正妙死去之後、一切不可
相類、此樣且續并讓一丸令存知之上者、不能巨續、
所從、於彼所領者、相共本證文、調与于續之上者、
云云御大事、云異國經讓已下、御公事等抽忠勤、

至于續字孫帶來、無他妨、可合領家者也、若後日
有田地進目之時者、守此状、相互無煩様、可致沙
汰也、仍大開之案如件、

弘安九年九月十日

沙彌正妙 (花押)

〔資料6〕

蒙古合戰勳功賞配分狀

弘安四年蒙古合戰勳功賞給御國旨土庄配分事

一人豐前次郎藏人基直

田地 拾町

高祖繼末本名

二圓廿五里

五坪六段内三段東依

九段二段小

新開六十步

三圓廿三里

卅二坪二段大

同圓廿四里

三坪三百分

四坪七段

五坪七段

六坪九段大

七坪一町大

八坪八段

九坪八段

十坪四段

十一坪七段六十步

十二坪半

十三坪三段三百步

十四坪八段六十步

十五坪七段大

十六坪八段半

十七坪九段内三百步東依

屋敷三ヶ所

末本名

一字 藤次郎

一字 紀藤五

一字 七郎入道

高地一町伍段

志摩方松成内為本目

系島地方出土の弥生時代ガラス集成

岡部 裕俊(伊都国歴史博物館)

1. はじめに

系島地方は、弥生時代から古墳時代にかけて、大陸からの先進文化の窓口として繁栄を極めた地域である。とりわけ弥生時代には稲作をはじめとする生活様式や、青銅器や鉄器など幾多の舶載文物が当該地方を経由して国内各地にもたらされたことはよく知られるところである。

多様な舶載品群の一つにガラスがある。弥生時代中期後半から古墳時代にかけて、多くのガラス製品が系島地方にもたらされ、一部は三雲南小路、平原などの王墓をはじめとする有力者層の墓に副葬され、生前の威信を示す宝器の一つとして現代に伝えられた。

これらガラス製品の数はすでに15,000点を超え、その量は弥生時代におけるガラス分布の中心である北部九州の中でも随一といえる。

市内の遺跡からは墳墓・住居・祭祀遺構など多様な遺跡、遺構からガラス製品が出土しており、その出土傾向について把握することは、今後の弥生時代遺跡の調査において有益であろうと考えられる。

現在、市内遺跡などから出土した資料は、原則として報告書作成が完了したものから順次伊都国博物館に移管収蔵されることとなるが、何らかの要因で報告から漏れたものや資料保全のために未報告のまま移管されたものも存在する。市では平成22～24年度に伊都国歴史博物館、志摩歴史資料館が収蔵する資料の台帳作成に取り組み、その管理下にある文化財の把握に努めてきた。これによって、両館が保管する主要資料の抽出・把握が容易に行えるようになった。

このシステムを活用するとともに長垂山以西の福岡市西区域を含めた旧系島部域の既報告資料も加えて古代の伊都国域と想定した地内におけるガラス資料を集成した。弥生時代のガラス研究に活用いただければ幸いである。

なお、今回の資料集成は弥生時代の遺構出土品に絞って行ったが、各遺構の性格上、その時期を

弥生時代に限定することができなかったものもあり、一部に古墳時代に下るものも含まれている可能性があることをおこわりしておく。

2. 系島におけるガラス調査の足跡

系島地方におけるガラス調査研究史について簡単に触れておく。

当該地方においてガラスの出土が初めて記録されたのは福岡藩の学者青柳種信である。文政5(1822)年に伊都国王墓のひとつ三雲南小路遺跡が発見された際に、甕棺(1号甕棺)から出土したガラス璧、勾玉、管玉などについて詳細に記されている(註①)。ガラス璧について「中心は餽色にして澤あり、硝子の如し、若は此物焔(硝)子の水土にむされて白色に變したるか」とガラスが変質したものと推定している。

なお、同じく変質していたガラス玉類については「いずれも練物にして餽なり」と記した。劣化し白黒化した姿からはその素材を想定できなかったことは無理からぬところである。

この1号甕棺は、昭和49年～50年にかけて福岡県教育委員会が発掘調査を行い、「練物」玉類の正体が風化した鉛バリウムガラス製の玉類やガラス璧であることが確認され、ガラス璧は8枚以上副葬されていたことも判明した。さらに2号甕棺からもガラス勾玉、管玉、ガラス璧を加工した垂飾などが出土した(註②)。

昭和25年には、戦時中に東二塚遺跡の甕棺墓から発見されたガラス製品について原田大六が報告している。民家宅地で発見された弥生時代終末期の合口甕棺(成人棺)内から多量の水銀朱、人骨とともにガラス釧、管玉、小玉が出土し、釧については国内産との見解を示した(註③)。同資料について、梅原末治は古墳出土の石製釧との類似性を指摘している(註④)。その後、藤田等はこのガラス釧が薬浪系銅鋼の系譜をひく可能性を指摘しながら中国製素材を用いて倭国で製作されたと推定した(註⑤)が、小寺智津子は製品として大陸

から船載されたとの見方を示した(註⑦)。現在は甕棺とともに東京国立博物館に取められている。

昭和40年に発見された平原遺跡では、多数のガラス製品が出土し、国内唯一の出土である耳環2点や、ガラス連玉の出土が報告された。その後、平成7年度～16年度に行なわれた保存修復事業にあつた独立行政法人奈良文化財研究所では、肥塚隆康によるガラス素材の分析調査が行われ、琥珀蛋白石(オパール)とされていた玉類がカリガラスであることや、連玉が2種の性質の異なるガラスを内外面2層に重ねた特殊な構造をもつことなど新たな成果が報告された(註⑧)。

平成10年以後、出土したガラス製品は福岡市埋蔵文化財センターに分析をお願いした。三坂七尾遺跡では、中世と推定していた土壇墓のガラス小玉を分析した結果、弥生後期のものであることが判明し(註⑨)、平成16年に実施した井原ヤリミゾ遺跡の弥生後期の墓群からは色、材質、形状など多様なガラス玉の副葬が明らかとなるなど貴重な成果が報告された(註⑩)。

弥生時代のガラスについての研究対象として取り扱われることも多く、藤田等は中～後期の研究資料として糸島地方のガラスを多く考察対象とし(註⑪)、柳田康雄はガラス玉の製作技術の検証の視点から考察を重ね(註⑫)、小寺智津子(註⑬)、谷澤亜里はガラスの流通からみた北部九州社会の考察を展開している(註⑭)。

2. 糸島地方におけるガラスの初出

ところで、わが国最古のガラス出土例は弥生前期末の吉武高木遺跡117号甕棺墓に副葬されたソーダ石灰ガラス製の小玉とされ、この時期には装身具として大陸より持ち込まれたものと考えられている。続いて中期初頭には佐賀県東山門一本杉遺跡、さらには吉野ヶ里遺跡など佐賀平野東部、唐津平野の宇木汲田遺跡などから出土しており、ガラス装身具が首長層の副葬品としての地位を確立したものとみられる。

しかし、これまでのところ糸島地方では弥生前代前半期の遺跡、遺構からガラス製品は出土していない。当該期の遺跡や遺構の調査数の少なさも要因の一つかもしれないが、当該期の大規模な集落や首長墓が確認されていないことがその背景にある。早良平野、佐賀平野東部、唐津平野では青

銅製武器、玉、さらに多細銅文鏡など豊富な副葬品を取めた有力首長墓が出現しており、現在までに把握されている糸島地方の様相とは大きく異なる。

当該地方でガラス製品の出土が確認できるのは、上記地域において、有力層墓の集中傾向が希薄となり、大首長(王)を中心としたクニ=伊都国が成立した弥生中期末頃になる。三雲南小路王墓の1、2号甕棺墓である。この時期は西北九州沿岸地域における勢力図の大きな変革期にあると考えられ、ガラス製品はその威信を表象する威信財のひとつとして伊都国、奴国の大首長墓に副葬されたものと考えられる。

3. ガラス製品の種類とその材質

①種類

糸島地方から出土している主なガラス製品としては以下のものが確認されている。

甕 三雲南小路1号墓から出土した8枚(第1図1、図版1-1)と、2号甕棺から出土した垂飾に転用された片材1点(第1図3、図版1-4)がある。

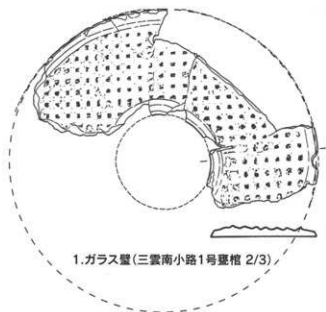
国内におけるガラス製の出土遺跡は他に須玖岡本遺跡D地点甕棺、東小田峯遺跡の10号甕棺の円形装飾品1点、安徳台遺跡2号甕棺の勾玉転用片3点などがあるが、いずれも北部九州に限定され、完形品での副葬は三雲南小路1号甕棺と須玖岡本に限られる。

勾玉 三雲南小路1号甕棺(第1図2)、2号甕棺(第1図4)、平原1号墓出土品(第1図7)である。平原1号墓出土の3点の勾玉は丁字頭を有する優品である。

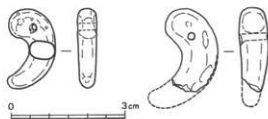
管玉 墓からの出土品は三雲南小路1、2号甕棺、井原ヤリミゾ13号甕棺蓋、平原1号墓(第1図8)、東二塚甕棺墓に限られるが、他に深江井牟田遺跡、上鎌子遺跡、一の町遺跡、今宿大塚・五郎江遺跡、元岡遺跡などからも出土している。いずれも土器溜りなどからの出土で祭祀ともなう供献、遺棄行為による可能性がある。

釧 東二塚遺跡から出土した釧(第1図9)のみである。22片が残存しており、径の復元により、直径8cm、6.5cmの2個分と考えられている。

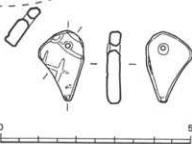
柳田康雄は、資料観察の所見から少なくとも4個分の資料が存在した可能性を指摘しており、公



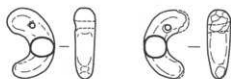
1. ガラス璧(三雲南小路1号墓棺 2/3)



2. ガラス勾玉(三雲南小路1号墓棺)



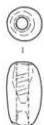
3. ガラス垂飾(三雲南小路2号墓棺)



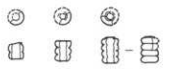
4. ガラス勾玉(三雲南小路2号墓棺)



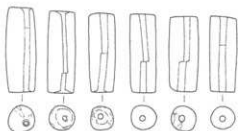
10. ガラス環玉
(三雲サキソノ遺跡 1/1)



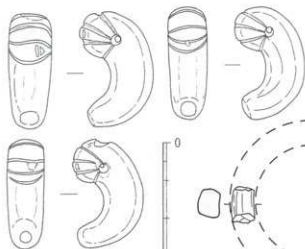
5. ガラス耳環(平原1号墓 1/1)



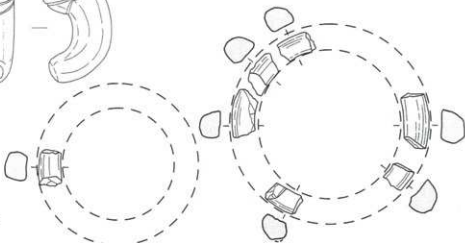
6. ガラス連玉(平原1号墓 1/1)



8. ガラス管玉(平原1号墓 1/1)



7. ガラス勾玉(平原1号墓)



9. ガラス璧(東二塚墓棺 2/3 藤田等1994実測図をもとに作成)

第1図 糸島地方から出土した主な弥生時代ガラス

表された実測図断面（第1図9）の形態観察からもこの指摘に賛同できる

弥生時代のガラス鋼は、他に西谷2号墓（高根県）、比丘尾屋敷墳墓、大風呂南1号墳（以上京都府）の4遺跡からの出土が確認されており、大風呂南例以外は鉛ガラスを素材とする共通点が見られるという（註⑨）。

黒玉 三雲サキノノ1-7地点4号住居から出土した鉛ガラス製の1点（第1図10）が知られる。同種の玉は奈良郡を中心に分布し、国内での出土は極めて少ないとされる（註⑩）。

耳環 平原1号墓から2個体分（第1図5、図版2-4）が出土しており、国内で唯一の出土である。管玉状の管ガラスの中央が鼓状にくびれる。後漢末の舶載品とされる（註⑩に同じ）。

連玉 井原ヤリミノ13号木棺墓（図版2-1）、平原1号墓（第1図6、図版2-5）から出土した2例がある。平原1号墓出土の連玉はソーダ石灰ガラス製で気泡を多く含んだガラスに透明度の高いガラスが外から覆う2層構造をとる特殊な玉である（註⑩）。

井原ヤリミノ例については、類型として奈良土城出土例にあるが、柳田康雄は小玉が懸着したものであるとして再考を求めている（註⑩）。

小玉 丸玉、小玉、微小小玉、特小小玉など報告書によって呼称が異なるが、本集成では球状を呈する玉を一括して小玉として紹介する。数量的には出土したガラスの大半がこの製品である。素材としてはカリガラス占める割合がきわめて極めて高いが、稀にソーダ石灰ガラス製のものもある。東二塚墓棺墓出土の小玉は唯一鉛ガラス製の大粒の玉である。

色調は、淡青、淡青、青紺、青緑、紫青、赤、黄等多様で透明性が高いものから低いもの、不透明のものもありこれらはガラス素材と密接に関連するとされる。

②材質

弥生時代にわが国で出土するガラスの材質は鉛球酸塩ガラスとアルカリ珪酸塩ガラスに分けられ、それぞれが鉛ガラスと鉛バリウムガラス、ソーダ石灰ガラスとカリガラスに細分されるという（註⑩）。

糸島地方における各種ガラスの主要な材質とその特徴は以下のとおりである。

鉛バリウムガラス 三雲南小路1号墓棺出土の璧、勾玉、管玉などにみられる。表面は経年変化で風化し乳白色を呈するが、内側には当時の色調である半透明緑色を残すものもある。三雲南小路2号墓棺出土の垂飾は当初の色調を良くとどめている。糸島地方でガラス製品が登場する弥生中期末の特徴的なガラス素材といえる。

鉛ガラス 東二塚墓棺墓出土のガラス製品（鋼、管玉、丸玉）、井原ヤリミノ13号木棺墓出土の連玉、三雲番上遺跡の住居群から出土した管玉、丸玉、算盤玉、仲田17号住居、平原1号墓中央土壇内出土小玉の一部が鉛ガラス製である。

バリウムを含まない鉛ガラスの製品は極めて少なく、糸島地方では拠点集落の三雲・井原遺跡と当該地方の有力首長墓に集中する傾向がみえるのが特徴といえ、その流通ルートが限定的であったことがうかがえる。

ソーダ石灰ガラス 上鎌子遺跡出土の管玉、井原ヤリミノ15号木棺墓、今宿五郎江遺跡出土の小玉など後期前半と平原1号墓のみにみられるが、出土数はわずかである。

カリガラス 小玉の素材として弥生後期前半に出土量が急増し、古墳時代まで継続して出土する。

北部九州の墳墓資料では弥生後期前半～中頃に一つの墓から大量に出土することが多く、井原ヤリミノ遺跡の墓群からだけで計12,000個以上が出土している。また、集落内から出土する小玉のほとんどがカリガラス製である。

ファイアンス 石英の粒子を焼結して作られたもので、ガラス誕生の前段技術で地中海から西アジア地域がその生産地とされる。わが国では、三雲仲田遺跡において1点出土しているのみである。

4. ガラス製品出土遺構と出土分布の傾向

①出土数

一覽に掲載したとおり糸島地方出土の弥生時代のガラス製品は総数15,471点に及ぶ。谷澤亜里が弥生時代後期の北部九州におけるガラス小玉の地域毎の分布傾向をまとめた結果を参照すれば、弥生時代ガラスの一大消費地であることは明らかである（註⑩）。

②出土遺構

糸島地方では、ガラス製品は甕棺墓、木棺墓、土壇墓などの墳墓遺構を中心に、祭祀に関連する



第2図 ガラスの出土遺跡分布 (●5個未満 ●5個～10個 ●11個～20個 ●21個～50個 ●51個以上
□はガラス副葬墓)

とみられる土壌、溝、住居や柱穴など、多様な遺構から出土しているが、なかでも出土数が多いのは墳墓で、出土資料の97.6%、14,800点以上を占める。ガラス製品を副葬していた墳墓の数は38基で、弥生中期末の三雲南小路1、2号甕棺にはじまり平原1号墓にいたるまで、弥生時代後期全般を通して副葬が確認されている。

なかでも三雲・井原遺跡での集中度は高く、総数12,000点を超えるガラス小玉が出土した井原ヤリミゾ遺跡の墳墓群が目をひく。三雲南小路遺跡1、2号甕棺(中期末)や平原1号墓(終末)では、出土した玉の量も多いが、これとともに璧(三雲南小路)や勾玉(三雲南小路、平原)、連玉、耳環(平原)などの特殊品が含まれており、希少性の高い宝器と言えるガラスが副葬されていることも特徴である。

なお、伊都国歴代王墓の一つとされる井原鏡溝遺跡について、記録の上ではガラス玉などの出土

は確認できないが、報告者の青柳種信の聞き取り調査が、出土してから40年が経過していたこと、脆弱、微細なガラス玉が出土していても、関係者の記憶から漏れて種信に伝えられなかった可能性もある。井原ヤリミゾ遺跡の弥生後期の墓群から多量のガラス玉が出土したこと、同時期の唐津市桜馬場遺跡からもガラス玉が大量に出土していることを勘案すれば、井原鏡溝遺跡にもガラス玉が副葬されていた可能性は高い。

③出土遺跡の分布

出土遺跡数は三雲・井原遺跡を単一遺跡として捉えると15遺跡となる。

当該地方においてガラス製品が出土した遺跡の分布とその量的関係を示したのが第2図である。各遺跡における出土量の差は、遺跡の残存度合や調査の面積によっても考慮されるべきであるが、集落の広範囲を調査した東遺跡群や飯原門口遺跡では出土数はわずかに1、2点にとどまっているこ

とを考えれば、集落内で多数のガラス玉が出土した集落の優位性を認めることは可能であろう。

この分布においても、三雲・井原遺跡での出土数が他に比べて多く、他集落に対する優位性がみられる。また、今宿五郎江遺跡、一の町遺跡や上糠子遺跡など糸島地方における有力集落ではガラスの出土数が多いこともわかる。これら有力集落の多くは海浜部に位置し、その人手が海を介した交易によるものであることを想起させ、また、これらの集落遺跡から楽浪系・三韓系土器や中国銭貨の出土が報告されていることは、ガラスの流入経路を考えるうえで示唆的である。

5. 出土状態からみたガラスの使用法

ガラス製品の中心となる玉類は装身具の一つであり、身体装飾に用いることを主目的としたことは疑いないが、遺跡からその使用方法を推定できる情報を得ることは少ない。墓内に装身具として遺体に着装した状態で納められていても、遺体の腐朽によって元位置から移動することが常であり、また、後世の攪乱によって散乱する場合も多い。三雲小路玉墓では2基の喪棺ともに既に攪乱を受けていたことから、副葬時の状況としてはガラス壺が銅鏡との間に挟まれた状態であったことが報告されたにとどまる。

古墳時代初頭の本田孝田遺跡では10個程のガラス小玉が径2cmほどに環状に並んだ状態で棺底から出土した。孔に糸を通し纏ったように並んでいたことから、指輪のような使用形態が想定でき、副葬状態をとどめていた数少ない例といえる(第3図1、図版3-a)。

墓におけるガラス小玉の使用法としては注目すべき事例が近年増加している。弥生時代後期前半の三坂七尾遺跡では、54号土壇底面からガラス小玉430個が頭部とみられる径30cmほどの範囲に散乱した状態で出土した。埋葬当初から頭部付近に撒かれていた可能性が高いと考えられる(第3図2、図版3-b)。

また、井原ヤリミヅ遺跡では、多くの木棺墓や土壇墓内外から多数のガラス小玉が散乱した状態で出土したが、三坂例とは異なり、土壇内の広範囲に広がりに出上レベルにもかなりの高低のばらつきが認められるものもあつた。葬送儀礼として棺内にガラス小玉を撒いたり、さらに墓塚を埋め戻

す際にもガラス小玉を撒いた状況を想定できる(第3図3、図版4-b)。

さらに、平原1号墓では中央土壇の割竹形木棺から出土したガラス勾玉が、棺内でカリガラスの小玉一塊とともに出土し、現在もその状態を維持したまま保存されている。現状からは紐などで連続して纏った状態ではなく一塊に置いた状態が想定できる(第3図4、図版4-c)。勾玉とともに割竹形木棺の棺上に副葬されていたものが棺内に落下したものと考えられている(註⑩)。

このようなガラス玉の出土状態について、かつて小山田宏一は中国で醸成された玉の呪的觀念思想の影響のもと弥生後期に北部九州で発達した葬送儀礼であるとの見解を示し(註⑨)、さらに小守智津子は墓に副葬された玉類の出土パターンについて精緻な考察を行い、いずれも呪的な祭祀行為を想定している(註⑪)。

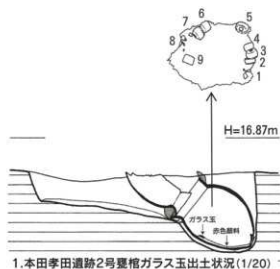
中国前漢では、死者に玉を添えて埋葬する葬玉の習俗が成立するとされる(註⑫)。頭部(顔面)に赤色顔料を塗布し避邪する習俗は弥生時代当初から知られるが、これに前漢の葬玉の思想が融合した結果、当該地方におけるガラス玉の副葬形態が生まれたものとも考えられる。ガラスの使用法については、今後さらに詳細な調査分析が求められるだろう。

また、上糠子遺跡では、谷地の土器溜りから土器とともに20個のガラス小玉が集中して出土している。低地の泥炭質土壇からの出土であったため、玉の検出は困難を極めた。本来はこれより多くの玉があつたのかもしれない。周囲からは穿孔したり、口縁を一部打ち欠いた土器が多く出土しており、水場における祭祀が行われたものと考えられる。元岡遺跡42、52次調査でも谷地からガラス管玉がまとまって出土しており(註⑬)、祭祀に伴い意図的に遺棄された可能性がある。

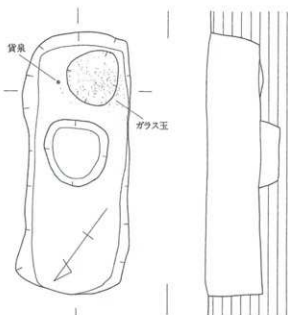
集落内で堅穴住居をはじめとして様々な遺構から出土するガラス玉の多くは、偶発的な落下などによる埋没だけでなく、意図的な遺棄、供獻など祭祀的な要素も想定することも必要である。

5. 生産遺構

糸島地方では、弥生時代のガラス生産に関する遺構は確認されていない。福岡平野東南部の須玖遺跡群において、生産関連の遺構や遺物が多数確



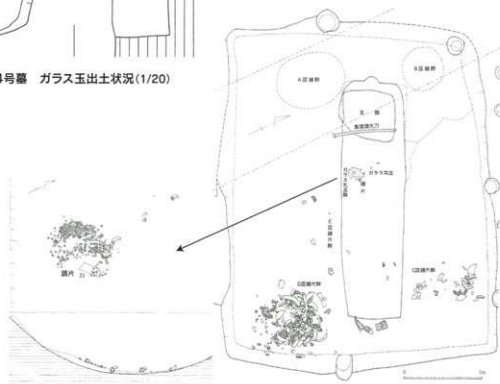
1. 本田孝田遺跡2号墓棺ガラス玉出土状況(1/20)



2. 三坂七尾54号墓 ガラス玉出土状況(1/20)



3. 井原ヤリミノ7号木棺墓 ガラス玉出土状況(1/16)



4. 平原1号墓中央主体部 副葬品出土状況概況(右・1/50)とガラス玉出土状況(左・1/15)

第3図 ガラス玉出土状況図

認されている状況とは対照的である。

なお、今宿五郎江遺跡からガラス滓状の遺物が出土していることは注意を要する。近隣の塚遺跡では、古墳時代初期の鍛冶工房とみられる住居が確認されており、ガラスの生産工房が存在していた可能性もある。

6. おわりに

糸島地方から出土したガラスを集成し、当該地方のガラス出土傾向について器種、材質、出土遺構、出土遺跡の分布等について概観した。これまで、弥生社会におけるガラスの受容過程について多くの論考において検討が加えられてきたが、糸島地方の様相についても従来の研究成果を援用することにより概ね理解することができた。

糸島地方の弥生時代のガラスの出土量の多さはこれまでも指摘されてきたが、現時点でその数は15,000点を超え、今後、新たに発見されるであろう新たな玉簪、有力層墓などにより、さらにその数は増加することが見込まれる。

比佐陽一郎は、糸島地方出土のガラスの留意点として特殊製品の存在を指摘する(註9)。墓からは三雲南小路1号甕棺の釵、井原ヤリミゾ13号甕棺墓の連玉、東二塚甕棺墓の釵、平原1号墓の耳環や連玉などが出土し、また集落からは三雲仲田遺跡のファイアンス、今宿五郎江遺跡(4次調査地点)の赤色管玉が出土するなど、いずれも国内では希少なガラス製品が出土し、これらが大陸から楽浪郡を経由して糸島地方にもたらされた可能性を示唆している。

弥生時代のガラス製品については、その大半が大陸からの舶載品であるといわれている。糸島地方では拠点集落である三雲・井原遺跡に出土が集中するとともに、中核集落である今宿大塚遺跡、一の町遺跡、元岡遺跡などからはガラス製品が多く出土しており、これらの集落から楽浪系土器や中国銭貨などが多く出土していることは、舶載ガラスの流通ルートを考える上でも重要である。

また、当該地方では威信財として墓に副葬されただけでなく、集落における祭観などでも使用された事例が後期前葉からみられることも特徴である。玉の呪的使用が集落祭観にも反映したものと考えられ、弥生中期末から前漢社会との深い関係を築いた糸島地方=伊都国ならではの現象ともい

える。これらガラスの出土数の多寡は、当該地方においては集落間の力関係を検証するうえで指標の一つに加えることもできる。

当該地方の個々ガラス製品についての詳細なデータは一覧表にみられるとおり未だ不揃いな状況である。今後これらの精度を高め、情報の充実化を図ることにより、当該地方の弥生時代研究の進展に努めたい。

註

- ①青柳穂信1822「柳岡占略考」
- ②柳川康雄1984「三雲遺跡南小路地区編」福岡県教育委員会
- ③原田大六1954「日本最古のガラス」『糸島文林』2 糸島高校
- ④梅原康治1960「日本上古の玻璃」『史林』第43巻第1号
大賀克彦2002「小羽山古墳群」清水町教育委員会P127～145
- ⑤藤田等1994『弥生時代ガラスの研究』名著出版
- ⑥小寺智津子2010「弥生時代のガラス副とその副葬」『東京大学考古学研究室研究紀要』24
- ⑦肥塚隆康2000「平原遺跡出土ガラス遺物の調査と保存処理」『平原遺跡』
肥塚隆康2004「科学が解く伊都国—平原遺跡のガラスが物語るもの」『シンポジウム那珂台の時代「伊都国」』
- ⑧比佐陽一郎 岡部裕俊2004「三坂七尾遺跡出土貨物について」『福岡考古』21 福岡考古懇話会
- ⑨後掲報告書一覽12参照
- ⑩前掲⑤
- ⑪柳田康雄2008「弥生ガラスの考古学」『九州と東アジアの考古学』九州大学考古学研究室50周年記念論文集
- ⑫小寺智津子2006「弥生時代のガラス製品の分類とその副葬に見る意味」『古文化談叢』第55号 古文化研究会
- ⑬谷澤重里2011「弥生時代後期におけるガラス小玉の流通—北部九州を中心に—」『九州考古学』86 九州考古学会
- ⑭前掲⑤
- ⑮前掲⑤
- ⑯前掲⑦
- ⑰前掲⑩
- ⑱前掲③
- ⑲肥塚隆康1995「古代珪酸塩ガラスの研究」『奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集文化財財庫集』
- ⑳後掲報告書一覽14参照
- ㉑小山田宏一1995「副葬品」『季刊考古学』52 雄山閣
- ㉒小寺智津子2006「弥生時代副葬品にみられる呪的使用とその背景」『死生学研究』第8号
- ㉓町田章2002「中国古代の葬玉」『奈良文化財研究所学報』第64冊
- ㉔常松幹夫氏より御教示
- ㉕比佐陽一郎2012「伊都国とガラス」『伊都国の研究』学生社

糸島地方出土弥生時代ガラス一覧 凡例

1. 本集成は、弥生時代の糸島地方（現糸島市および福岡市西区のうち明治29年時点の糸島郡域）における弥生時代のガラス資料の集成を行ったものである。
 2. 本集成の作成にあたって、糸島市域分については伊都国歴史資料館および志摩歴史資料館所管の資料および福岡県教育委員会、福岡市教育委員会が調査を実施した資料のうち報告書掲載分、『柳園古器略考』記載資料、および東2塚遺跡出土資料（東京国立博物館所蔵）を基に作成した。
 3. 報告書が作成されているものについては、その内容に基づき情報を記載している。ガラスの色については、紙面の都合上報告文を元にスカイブルー→淡青、コバルトブルー→青紺に読み替えて掲載したもので、新たに基準を設けて再分類したものはない。
 4. なお、紙面の都合上、遺構種別欄では、墓=墳墓、
- 住=住居跡、包=包含層、土=土壌、土坑、柱=柱穴、祀=祭祀遺構、溜=土器溜りの略称、材質欄では、鉛=鉛ガラス、カリ=カリガラス、ソーダ=ソーダ石灰ガラス、鉛ハ鉛バリウム略称、製作技法欄では、鋳型=鋳型技法、引伸=引き伸ばし技法、巻=巻きつけ技法を略したもの、また、備考欄では、福岡=福岡市教育委員会所有、県=福岡県教育委員会所有 県指=県指定文化財（九州歴史資料館所有） 国=国宝（文化庁保管）、東博=東京国立博物館所有を略したものである。
5. 表中の報告書番号は表末の報告書一覧記載番号に対応している。
 6. 本書の作成は両部裕俊が中心。
 7. 集成表について今後、執筆担当者の責務が及ぶ限り、随時補遺・修正集成を加えながら更新するものであり、活用にあたっては博物館に最新情報の確認をお勧めする。

番号	分類	出土地	地区名	遺構名	遺構種別	時期	材質	色	報告書				備考			
									番号	図録	図解	厚さ(単位)				
—	観玉	三笠加賀石	1-21-23 包含層	住	後期-古墳前期	弥生	青	◎	94-2	54-2-2	1 245-235	9.3	1.2	伊	—	
—	小玉	三笠加賀石	1-21-23 1住	住	古墳前期	淡青	◎	◎	54-1(1)	11	4.3	3.85	1.2	伊	—	
—	小玉	三笠加賀石	1-21-23 1住	住	古墳前期	淡青	◎	◎	54-2(2)	1	26	2.5	0.9	伊	—	
—	小玉	三笠加賀石	1-21-23 1住	住	古墳前期	淡青	◎	◎	54-2(3)	1	3.05	1.45	0.9	伊	—	
—	小玉	三笠加賀石	1-21-23 包含層	住	古墳前期	紺	◎	◎	54-2(4)	1	6	4.75	1.6	伊	—	
—	小玉	三笠加賀石	1-21-23 包含層	住	後期-古墳前期	淡青	◎	◎	54-2(5)	11	3.6	2.5	1.3	伊	—	
—	小玉	三笠加賀石	1-21-23 包含層	住	後期-古墳前期	淡青	◎	◎	54-2(6)	1	3.9	3.5	1.15	伊	—	
—	小玉	三笠加賀石	1-21-23 包含層	住	後期-古墳前期	淡青	◎	◎	54-2(7)	1	3.1	1.9	1.2	伊	—	
—	小玉	三笠加賀石	1-21-23 包含層	住	後期-古墳前期	淡青	◎	◎	54-2(8)	1	7.2	5.6	2.0	伊	—	
—	小玉	三笠巻上	8-6 12号住居	住	後期弥生 前	(乳白)	◎	◎	150-1	1	10.5-10.1	6.45	4.25	伊	丸玉	
—	観玉	三笠巻上	8-6 6号住居	住	前	青	◎	◎	150-2	89-2	1 4.85-3.7	12.65	1.6	伊	—	
—	小玉	三笠巻上	8-3 1号住居	住	後期弥生 前	(白)	◎	◎	181-3	107-2-3	1	0.3	5.1	3.4	伊	—
—	小玉	三笠巻上	8-3 1号住居	住	後期弥生 前	青	◎	◎	181-4	107-2-4	1	1.85-2.0	1.2	0.65	伊	—
—	観玉	三笠仲田	1-16 2号住居	住	後期弥生 前	青	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 1号住居	住	後期弥生 前	2742元	青	◎	◎	65	◎	◎	◎	◎	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 (第2)	住	後期弥生 前	◎	◎	◎	35-1	11-5-1	11	3.9	3.35	1.45	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 包含層	住	後期弥生 前	◎	◎	◎	35-2	11-5-2	1	4.4	2.1	1.7	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 1号土壌	土	◎	◎	◎	◎	35-3	11-5-3	1	2.6	1.6	1.05	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 1号石礎	礎	◎	◎	◎	◎	女し	女し	1	6.25	4.6	1.6	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 2号住居	住	後期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 17号住居	住	後期弥生 前?	褐色	◎	◎	◎	66-1	1	1.59-1.45	6	2.95	伊	丸玉
—	小玉	三笠仲田	1-16 17号住居	住	後期弥生 前?	褐色	◎	◎	◎	女し	女し	1	◎	◎	伊	丸玉
—	観玉	三笠仲田	1-16 17号住居	住	後期弥生 前	淡青	◎	◎	◎	66-2	◎	45-16	12.55	1.85	伊	—
—	観玉	三笠仲田	1-16 W78-584	住	後期弥生 前	赤褐色	◎	◎	◎	66-3	◎	◎	◎	◎	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 1号住居	住	後期弥生 前	赤褐色	◎	◎	◎	34-Y	1	6.8-7.75	3.9	2.2	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 3号住居	住	後期弥生 前	緑青	◎	◎	◎	34-Y	11	4.75	3.5	1.7	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 3号住居	住	後期弥生 前	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	3.6	2.6	1.8	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 3号住居	住	後期弥生 前	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	3.9	2.3	1.3	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 9号住居	住	後期弥生 前	紺	◎	◎	◎	34-Y	1	3.45	2	1.1	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 12号住居	住	後期弥生 前	淡青	◎	◎	◎	34-Y	11	4.45	3.5	1.4	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 13号住居	住	後期弥生 前	緑青	◎	◎	◎	34-Y	11	5.6	6.15	1.6	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 16号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	5.6	3.35	2.15	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 16号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	3.3	2.9	1.4	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 18号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	3.2	1.65	1.25	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 18号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	11	2.4	1.3	1	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 18号住居	住	終末	緑青	◎	◎	◎	34-Y	1	5.1	1.8	0.9	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 20号住居	住	後期弥生 前	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	3.55	1.95	1.5	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 20号住居	住	後期弥生 前	淡青	◎	◎	◎	34-Y	11	3.1	1.8	1.1	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 21号住居	住	終末	紺	◎	◎	◎	34-Y	11	5.9	3	2	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 21号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	11	4	3.55	1.3	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 21号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	3.55	2.6	1.5	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 21号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	3.05	2.3	1.1	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 21号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	2.6	1.8	0.9	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 21号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	11	2.9	1.5	1.2	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 (2)号住居	住	終末	紺	◎	◎	◎	34-Y	11	6.95	3.95	2.5	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 (2)号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	1	5.6	3.6	1.4	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 (2)号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	11	6.2	2.85	1.8	伊	—
—	小玉	三笠仲田	1-16 (2)号住居	住	終末	淡青	◎	◎	◎	34-Y	11	4.7	3.2	1.8	伊	—

種別	分類	出上地	地区等	議決名	議決額	時期	村費	点	種別				備考		
									種別	種別	種別	種別			
—	小五	五郎江	9次	島倉豊	性	修繕		青柳	◎	131-313	1	4	3		
—	小五	五郎江	9次	1区地代	性	修繕		修	◎	113-76	1	4	5.2	0.9	
—	警五	五郎江	9次(2)			修繕		修	◎	7-787	1	3	12	1.8	
—	警五	五郎江	9次(2)			修繕		修	◎	7-1773	1	5	21		
—	小五	五郎江	9次(2)			修繕		修	◎	7-981	1	5	21		
—	小五	五郎江	9次(2)			修繕		修	◎	7-401	1	4	3		
—	小五	五郎江	9次(2)			修繕		修	◎	7-980	1	3	2		
—	小五	五郎江	9次(2)			修繕		修	◎	7-947	1	3	3		
—	小五	五郎江	9次(2)			修繕		修	◎	7-1817	1	3	2		
—	小五	五郎江	9次(2)			修繕		修	◎	7-577	1	4	3		
—	小五	五郎江	9次(2)			修繕		修	◎	7-788	1	7	7		
—	島五丁	五郎江	9次(2)	第427	議	修繕		修	◎	7-5074	1	7.4	1.8		
—	警五	五郎江	9次(2)	第427	議	修繕		青柳	◎	7-4018	1	9	17		
—	小五	五郎江	10次	島倉豊	性	修繕		修	◎	14-1262	1	4.5	2.9	1.8	
—	小五	五郎江	10次	島倉豊	性	修繕		修	◎	14-865	1	6	3.5	2	
—	小五	五郎江	10次	島倉豊	性	修繕		修	◎	14-8783	1	3.8	2.5	1.4	
—	小五	五郎江	10次	島倉豊	性	修繕		修	◎	14-2039	1	4.5	3.8	1	
—	小五	五郎江	10次	島倉豊	性	修繕		修	◎	14-1263	1	5	3.9	1.8	
—	小五	五郎江	10次	島倉豊	性	修繕		修	◎	14-3029	1	5	4.1	1	
—	小五	五郎江	10次	島倉豊	性	修繕		修	◎	14-860	1	4.1	2.1	1.2	
—	警五	五郎江	12次	SD-01(旧)	議	修繕		修	◎	27-179	19-179	1	5.5	22	1.2
—	小五	五郎江	12次	井原	議	修繕(修)		修	◎	28-178	-	1	7	4.1	2
—	小五	五郎江	12次	井原	議	修繕(修)		修	◎	34-207	-	1	7	7.5	2
—	警五	五郎江	12次	SD-01	議	修繕(修)		青柳色	◎	53-429	30-429	1	7	12	2
—	小五	五郎江	12次	SD-01	議	修繕(修)	(ワー)	◎	53-430	-	1	7	4	2.5	
—	小五	五郎江	12次	SD-01	議	修繕(修)		◎	53-431	-	1	6.5	3.5	2	
—	小五	五郎江	12次	SD-01	議	修繕(修)		◎	53-432	-	1	5	3.8	1.9	
—	小五	五郎江	12次	SD-01	議	修繕(修)		◎	53-433	-	1	4	2	1	
—	小五	五郎江	12次	SD-01	議	修繕(修)		◎	53-434	-	1	2.8	2	0.7	1.8
—	小五	五郎江	15次	S8159	性	修繕		修	◎	9-19	1	4	3	1.5	
—	小五	五郎江	15次	島倉豊DX	性	修繕	カリ	修	◎	45-290	1	6	3.5	2	
—	小五	五郎江	15次	島倉豊DX	性	修繕	カリ	修	◎	45-291	1	4.1	2	2.5	
—	警五	五郎江	10次	C区ビット	性	修繕	カリ	修	◎	33	36	1	3.15	9.95	1.9
—	小五	五郎江	42.52次	前部	性	修繕	カリ	修	◎						

報告書一覧

種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
1	報告書	1980	「五郎江」						
2	報告書	1981	「五郎江」						
3	報告書	1982	「五郎江」						
4	報告書	1983	「五郎江」						
5	報告書	1984	「五郎江」						
6	報告書	1987	「五郎江」						
7	報告書	2002	「五郎江」						
8	報告書	2003	「五郎江」						
9	報告書	2004	「五郎江」						
10	報告書	2006	「五郎江」						
11	報告書	2006	「五郎江」						
12	報告書	2010	「五郎江」						
13	報告書	1992	「五郎江」						
14	報告書	2000	「五郎江」						
15	報告書	1994	「五郎江」						
16	報告書	1993	「五郎江」						
17	報告書	2008	「五郎江」						
18	報告書	2001	「五郎江」						
19	報告書	2001	「五郎江」						
20	報告書	1995	「五郎江」						
21	報告書	2012	「五郎江」						
22	報告書	1985	「五郎江」						
23	報告書	2001	「五郎江」						
24	報告書	1994	「五郎江」						
25	報告書	2004	「五郎江」						
26	報告書	2009	「五郎江」						
27	報告書	1991	「五郎江」						
28	報告書	2013	「五郎江」						
29	報告書	1996	「五郎江」						
30	報告書	2007	「五郎江」						
31	報告書	2012	「五郎江」						
32	報告書	2010	「五郎江」						
33	報告書	2013	「五郎江」						
34	報告書	2007	「五郎江」						
35	報告書	2009	「五郎江」						
36	報告書	1994	「五郎江」						

山犬の尾C-5号墳の測量調査

岡部 裕俊（伊都国歴史博物館）

伊藤和雅 川村 高 坂本繁俊 武田満喜 立石忠夫
谷口正和 中澤勝之 松岡治雄

（以上博物館ボランティアの会他有志ボランティア）

1. はじめに

山犬の尾（ヤマイヌノオ）古墳群は糸島市と福岡市が分水嶺で境を接する高祖山（標高416m）の西南裾に派生する尾根とその谷間に分布する後期古墳群である。前原市文化財分布地図（1998年作成）には37基が記載されている。

古墳群は伊都国歴史博物館から自動車ですら5分ほどの近距離にあり、農道のすぐ傍らで円墳の並びを観察することができるなど、将来は博物館の館外学習での活用も期待される。

博物館では、これら身近な古墳の周知・保護を図るため、博物館ボランティアの会の会員をはじめとする有志諸氏と共同で古墳の確認調査を実施しており、その一環として当該古墳群で唯一の前方後円墳であるC-5号墳の測量調査を実施したので、その成果を報告する。

なお、現地測量は、平成24年3月8日から開始し、同年5月18日で現地での測量作業を終えた。

2. C-5号墳の測量成果

周辺の古墳 1号墳の北40mには隣接して横穴式石室の小円墳（4号墳）がある。また、西30mには大型の石材で構築した横穴式石室（半壊）を主体部とする3、4号墳が立地し、この4基が小グループを形成している。3号墳は墳高4m、墳径15mほどあり、他のグループの古墳よりも大型で、1号墳に次ぐ規模を有する（第1図）。

墳丘の規模・形状 古墳は、主軸をN59°-Wに向けた前方後円墳である。全長22m、後円径14.4m、前方部長9m、幅12.3m、墳丘の見かけの高さは左右で異なり、西南裾からみると後円部の高さは4.0m、前方部は1.64mであるが、北東側からではそれぞれ2.5m、1.1mとなる（第2図）。後円部に対して前方部の高さが著しく低く短いことが特徴で、同様の形態の前方後円墳として近隣では玉丸浦ノ田B-1号墳、屋敷1号墳、

飯氏B-14号墳、砂魚塚1号墳などがあり、いずれも全長30mに満たない小型前方後円墳で、後期古墳群中、ないしはその隣接地に築かれている。**墳丘の特徴** 墳丘はこぶ状に隆起した尾根頂部の南西側に寄せて築かれている。

前方部は、主に地山整形によって、また後円部は主に盛土によって整形されたものとみられる。現状では段築は認められない。

主体部 主体部は、後援部の中央に構築された横穴式石室である。天井石は崩落し、石室内に大量の土砂が流入しているため、石室構造の詳細はわからないが、階段隙の西隅に直角に角をとる石積が顔を出していて、西南～北東方向に1.7mほど伸びている。このことから石室は主軸に直交する北東方向に開口する横穴式石室と推定した。玄室長は3.2m、幅は1.7mぐらいと考えられる。

壁面に使用された石材はやや大きめの花崗岩の転石を使用している。

出土遺物等 土器等の出土品は確認できなかった。埴輪もみられない。

古墳の築造時期等 糸島地方では、6世紀中頃に築造された小型前方後円墳が数多く確認されているが立地環境、墳形が類似する例として砂魚塚1号墳があり、墳丘の選地、墳丘の整形方法などに共通点が多いことから、築造時期も極めて近いものと推定される。被葬者は山犬の尾古墳群の構成集団を統括したであったと考えられる。

3. おわりに

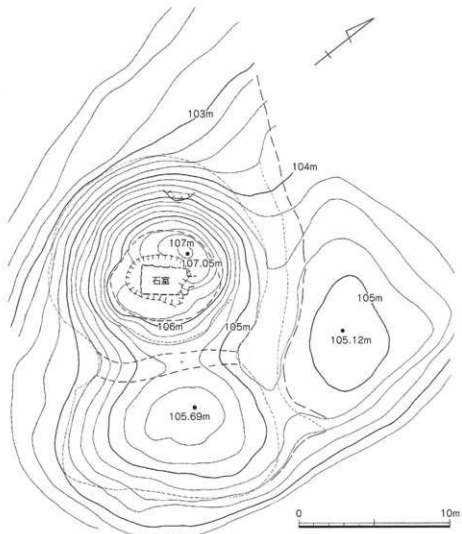
今回の測量調査は博物館とボランティア有志と共同で行った初めての本格的な調査活動であった。短い期間ではあったが地域の文化財について手を携えて学び守る実践活動に取り組みることができたことは大きな喜びである。

最後になりましたが、測量調査の実施にあたり快語いただいた地権者の大伸正和氏に記して感謝申し上げます。



第1図 山犬の尾古墳群の分布 (1/6,000)

139がA群、140がB群、141がC群で、各古墳に付された番号が古墳の号数に対応する。143・147～149は群古墳群。



第2図 山犬の尾C-5号墳現況測量図 (1/250)



1-1 壁(三雲南小路1号墓棺 鉛バリウムガラス)



1-2 再現された三雲南小路1号墓棺のガラス壁
(九州国立博物館蔵)



1-3 勾玉(三雲南小路2号墓棺
鉛バリウムガラス)



1-4 垂飾(三雲南小路2号墓棺
鉛バリウムガラス)



1-5 管玉(三雲屋敷遺跡
鉛バリウムガラス)



1-6 ファイアンス玉(三雲サキノ遺跡)
表面(左)には青緑色の釉がかかる。破断面(右)では、
紐通孔が確認できる。



1-7 管玉(三雲仲田遺
跡 ソーダ石灰ガラス)

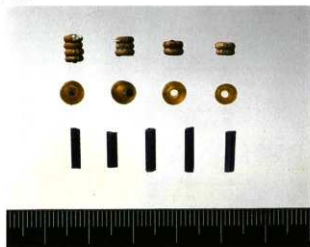


1-8 小玉(浦志井尻遺跡
鉛バリウムガラス)

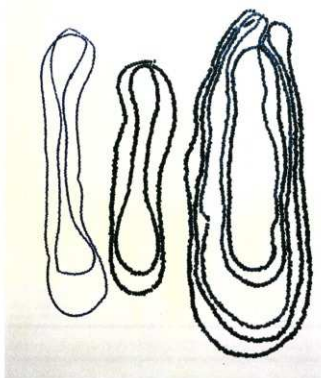


1-9 小玉と管玉(東二塚遺跡墓棺蓋 鉛ガラス)

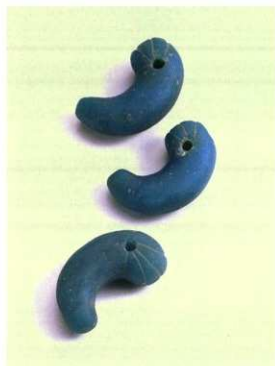
糸島地方出土の主なガラス製品①



2-1 井原ヤリミゾ遺跡13号墓棺蓋出土
連玉(鉛バリウムガラス)、黄色小玉(ソーダ石灰ガラス)と
紺色小玉、紺色管玉(カリガラス)



2-2 淡青、青を中心とした大小多量の小玉
(井原ヤリミゾ17号墓 カリガラス)



2-3 勾玉(平原1号墓 ソーダ石灰ガラス)

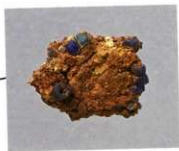


2-4 耳環(平原1号墓 カリガラス)



2-5 連玉と断面拡大
(平原1号墓 ソーダ石灰ガラス)

糸島地方出土の主なガラス②



3-a 本田孝田遺跡2号壙棺墓出土のガラス小玉
壙棺墓の底部付近から出土した環状に並ぶ
ガラス小玉（カリガラス）。棺底に堆積し
た赤色塊はベンガラ。



3-b 三坂七尾遺跡54号墓の貨泉とガラス小玉出土状況
墓壙の底面付近で直径30cmの範囲にカリガラス小玉が次々と出土した。紺色薄でのカリガラスで
出土総数は430個。一連にすると長さは40cmになる。ガラス玉群とともに貨泉1枚が出土した。

ガラス出土状況①



糸島市立 伊都国歴史博物館紀要

第9号

発行日 平成26年3月31日
発行 糸島市立伊都国歴史博物館
〒819-1582
福岡県糸島市井原916
印刷 株式会社重富印刷
〒819-1119
福岡県糸島市前原東3丁目1番8号
TEL (092) 322-0191